

平成30年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成30年3月 5日 開会

平成30年3月16日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成30年第1回奈井江町議会定例会

平成30年3月5日（月曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
  - ① 会務報告
  - ② 議会運営委員会報告
  - ③ 委員会所管事務調査報告
  - ④ 例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 報告第 1号 奈井江町高齢者福祉計画の策定について
- 第 6 報告第 2号 奈井江町障がい者福祉計画の策定について
- 第 7 付託諮問 旧江南小学校を無償譲渡することについて  
第 1 号
- 第 8 議案第 27号 財産の無償譲渡について
- 第 9 議案第 1号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）の専決処分  
の承認を求めることについて
- 第10 議案第14号 奈井江町塵芥収集袋調達基金条例を廃止する条例
- 第11 議案第 2号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）
- 第12 議案第 3号 平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2  
号）
- 第13 議案第 4号 平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
2号）
- 第14 議案第 5号 平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第 6号 平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算  
（第2号）
- 第16 議案第12号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第13号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一  
部を改正する条例  
議案第19号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例  
議案第 7号 平成30年度奈井江町一般会計予算  
議案第 8号 平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算  
議案第 9号 平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第10号 平成30年度奈井江町下水道事業会計予算

議案第11号 平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算

○ 出席議員（9名）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 大 関 光 敏 | 2番 | 竹 森 毅   |
| 3番 | 遠 藤 共 子 | 4番 | 石 川 正 人 |
| 5番 | 三 浦 きみ子 | 6番 | 森 岡 新 二 |
| 7番 | 笹 木 利律子 | 8番 | 大 矢 雅 史 |
| 9番 | 森 山 務   |    |         |

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

|            |         |
|------------|---------|
| 町 長        | 北 良 治   |
| 副 町 長      | 相 澤 公   |
| 教 育 長      | 萬 博 文   |
| 会 計 管 理 者  | 小 澤 克 則 |
| まちづくり参事    | 碓 井 直 樹 |
| 健康ふれあい参事   | 小 澤 敏 博 |
| くらしと財務課長   | 馬 場 和 浩 |
| まちなみ課長     | 大 津 一 由 |
| おもいやり課長    | 松 本 正 志 |
| ふるさと商工観光課長 | 横 山 誠   |
| ふるさと創生課長   | 石 塚 俊 也 |
| ふるさと農政課長   | 辻 脇 泰 弘 |
| 教育委員会事務局長  | 山 崎 静   |
| 町立病院事務局長   | 杉 野 和 博 |
| 代表監査委員     | 中 野 浩 二 |
| 農業委員会会長    | 千 徳 信 行 |

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂  
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（ 1 0 時 0 0 分）

---

**開会**

●議長

皆さん、おはようございます。

平成30年奈井江町議会第1回定例会出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成30年奈井江町議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名について**

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森岡議員、7番笹木議員を指名します。

---

**日程第2 会期の決定について**

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から16日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から16日までの12日間に決定しました。

---

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

---

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。

平成29年12月9日以降に開催された議会運営委員会の報告を致します。

平成29年12月9日から本日まで、議会運営委員会は5回開催されております。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成30年1月16日、2月1日、2月13日はいずれも、調査事項、調査内容共に、今後の議会のあり方について、開催しております。

委員会開催日平成30年2月27日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営等について。調査内容は、①会期及び議事日程等について、②追加議案について、③総括質問について、④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情等の取り扱いについて、⑦要望書、要請等について、⑧会議案、調査について、⑨その他について。

委員会開催日平成30年3月1日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①意見案についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

---

### 3. 委員会所管事務調査報告 (まちづくり常任委員会)

(10時02分)

#### ●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。  
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

#### ●3番

おはようございます。

それでは、第4回定例会におき、付託されました事項の調査が終了しておりますので、ご報告申し上げます。

委員会開催日1月17日、調査事項、調査第1号「道路の冬期管理について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、冬期間の道路管理においては、町民との協力や地域と連携し除排雪の充実、雪処理施設の整備を進めてきた。

本年度のような近年にない大雪にあっても、安全・安心な道路交通の確保に努めていることは大いに評価するところである。

引き続き、道路状況や気象状況に即応できるよう除排雪体制の維持に努めていただきたい。

電気融雪槽については、アンケート調査などにより利用状況を把握されているものの、電気基本料金の一部助成についての使用割合は、3割程度であることから更なる利用促進に努力願いたい。

委員会開催日1月23日、調査事項、調査第2号「学校経営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、学校経営において、授業評価や学校評価の情報発信を学校全体で取り組まれ、保護者・地域に信頼される学校づくりに努めていることを評価するものである。

学習環境では、小中学校の連携や放課後学習の支援、統一された板書の取り組みなどの授業改善のほか、家庭での生活習慣、学習時間の改善がみられるなど、今後とも基礎学力の定着、指導方法の改善に努めていただきたい。

教材管理においては、パソコンなどの教材の適正な管理に努めていただきたい。

学校側のご理解をいただき奈井江商業高校の視察を行った。

高校では、資格取得、進学、就職も順調に推移しており、小中学校、大学との連携をはじめ、地域づくりへの参画など、今後とも、教育活動、地域活動など大いに期待するところである。

生徒確保では、町と学校等が連携し、今後とも支援が継続されるよう努力願いたい。

委員会開催日 2月8日、調査事項、調査第3号「障がい者福祉計画について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町の特徴的な施策の一つである、おもいやりの障がい福祉条例の理念の下、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で共に安心して暮らすことができる、まちづくりを推進してきた。

本計画は、これまでの考え方を踏襲しつつ、障がい者地域自立支援協議会において関係者の幅広い意見を反映した計画策定となり、利用者をはじめ関係機関・団体と共に支援体制の推進を期待するものである。

今後においても、障がいのある人にとって自立や社会参加に向けた重要な施策であり、相談をはじめ日常生活や就労など、必要な支援が活用されるよう望むものである。

委員会開催日 2月15日、調査事項、調査第4号「国民健康保険事業について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、国民健康保険は、財政基盤の強化、効率的な事業運営の確保など、制度の安定化のため平成30年度から都道府県が市町村とともに運営を担うこととなる。

制度改正では、国の財政支援の充実のほか、北海道においても医療費の適正化、6年間の保険料激変緩和措置などの運営方針が示されている。

本町の国保税率について、運営移行に伴う不確定要素も多く、今後の推移を慎重に判断することから平成30年度は現行同様とし、平成31年度以降に向けて見直しを検討すること、限度額については国に準拠し改定したいとの報告を受けた。

被保険者、国保税の減少など厳しい財政運営が見込まれる中、国保税の設定にあたり、北海道の運営方針や医療費の動向、基金残高の推移のほか、保健・医療サービスとの連携などを充分検討した中で、中長期的な展望に立ち検討されるよう望むものである。

以上、報告と致します。

---

(広報常任委員会)

(10時09分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

● 5 番

おはようございます。

広報常任委員会の調査報告を致します。

委員会開催日 12月15日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第10号の誌面構成について。

委員会開催日 1月12日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第10号の校正について。

委員会開催日 1月19日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第10号の校正について、②議会中継について、③常任委員会構成について。

委員会開催日 1月30日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第10号の校正について、②議会中継について、③常任委員会構成について。

委員会開催日 2月8日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会中継について、②常任委員会構成について。

以上、報告致します。

---

4. 例月出納定例検査報告

(10時11分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

---

日程第4 行政報告

(10時11分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会、大変ご苦労さまでございます。

平成29年第4回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げるところでございます。

まちづくり課関係では、2月7日、奈井江・砂川両郵便局との間において、高齢者や子供の見守り、道路の異常や不法投棄などの情報提供などを目的とした、「包括的連携協定」を締結致しました。

この協定につきましては、従来高齢者や道路損傷に関わる内容でございましたが、個別の協定を結んでいたものでございますが、さらに内容を充実致しまして、包括的に連携を図るものであります。

住民生活の安全安心に繋がるものと期待を致しているところでございます。

次に、ふるさと商工観光課では、2月3日今年で11回目となる「ないえ冬まつり」が開催されました。

今年は、子供たちが主役となるイベントを中心に開催され、町内外から約600人の皆さんが、「真冬のないえ」を楽しんで頂きました。

開催にご協力を頂いた関係者の皆さんに感謝を申し上げるところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

---

(教育行政報告)

(10時13分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告と致しまして、4点について、ご報告を申し上げたいと思います。

第1点目は、1月7日に開催をされました成人式でございます。

本年の該当者は、63名で、その内、54名の新成人が出席をし、厳粛のうちに式典を挙行致しました。

その後、ミニコンサートを開催を致しまして、成人をお祝いしたところでございます。

第2点は、給食費の改定についてでございます。

給食費につきましては、平成26年度の消費税の改定に伴う見直しを除きまして、食材費等の価格に伴う給食費の見直しは、平成20年度以来、10年間、行っておりませんでした。

しかしながら、今般、食材費等の値上げが著しく、従前の水準を維持することが困難となってきたことから、給食費の改定に向けまして、学校関係者と協議を行ってきたところでございます。

合わせまして、奈井江町、浦臼町におきまして、保護者説明会を開催するとともに、学校を通じまして、改定内容を示した説明文等を、全保護者に対しまして配布するなど、理解を求めてきたところでございます。

2月19日に開催をされました「奈井江、浦臼町学校給食組合議会第1回定例会」におきまして、給食費の改定の決議を賜りまして、小学校では1食当たり、15円引き上げ248円、中学校では、1食当たり20円引き上げまして302円としたものでございます。

第3点目は、報告書に記載はございませんが、2月5日、小学校1年生におきまして、インフルエンザによる欠席児童が14名に達したことから、直ちに、12日までの間を学年閉鎖としたところでございます。

幸いに致しまして、他の学年に広がることはございませんでしたが、今後とも学校・家庭での「うがい」や「手洗い」の励行、予防接種の奨励など、児童生徒や保護者に対しまして、今後とも注意喚起を行って参りたいと考えているところでございます。

次に、先月28日、「北海道総務部危機管理監」から、札幌管区气象台の情報として、今月1日から2日にかけて、急速に発達する低気圧の上陸・通過に伴い、人命にかかわるような暴風雪や大雪が予想される旨の通知があったところでございます。

合わせまして、各報道機関におきましても、2日早朝より大荒れとなる旨の報道がなされたこともございました。

そのようなことから、各学校長と協議を行い、小中学校とも臨時休校の措置を取ったところでございます。

幸いに致しまして、当日は落ち着いた天候ではございましたが、今後とも、各学校と連携を密にしながら、児童生徒の安全確保に努めて参りたいと考えているところでございます。

第4点目につきましても、報告書に記載はございませんが、3月1日、北海道教育委員会より、「公立高校入試最終出願状況」が発表されたところでございます。

奈井江中学校におきましても、3年生44名の生徒諸君が、11の高等学校の入学試験にのぞむところでございます。

生徒諸君全員が、希望に満ちた春を迎えられるよう、心より祈念するところでございます。

なお、奈井江商業高等学校の出願状況につきましては、情報処理科、定員40名に対し26名、0.7倍の出願率となったところでございます。

今後とも、高校側との連携を図りながら、魅力ある学校づくりに支援して参りたいと考えてございますので、町民各位並びに議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

---

**日程第5 報告第1号の上程・報告・討論・採決**

(10時18分)

●議長

日程第5、報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」を議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席ご苦労さまでございます。

議案書NO1の1頁になります。

報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」説明を申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの3年間の奈井江町高齢者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

第7期となります、高齢者福祉計画の策定が出来ましたので、この後、所管より説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

●議長

町立国保病院事務長。

●町立国保病院事務長

改めまして、おはようございます。

第1回定例会の出席、大変、お疲れさまでございます。

報告第1号、奈井江町高齢者福祉計画の策定につきまして、別冊でお配りをしております、奈井江町高齢者福祉計画書により、概要をご説明申し上げます。

1頁目をご覧願います。

第1章 基本的な考え方の第1節 計画策定の趣旨、1 計画策定の背景であります  
が、地域包括ケアシステム構築を一層推進していくため、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、本町の実情に応じた認知症支援などの充実、医療と介護の連携強化、高齢者の住居に係る連携、高齢者が担い手として活躍できる生活支援サー

ビスの充実などを推進していくため、本計画を策定するものであります。

2 法令等の根拠ですが、本計画につきましては、空知中部広域連合が策定致します第7期介護保険事業計画との整合を図りながら策定をするもので、老人福祉法並びに介護保険法の各規定に基づき、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に取り扱った内容となっております。

2頁をご覧ください。

3と致しまして、計画作成の時期、期間及び見直し時期ですが、本計画は、第7期計画と致しまして、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えながら、奈井江町地域包括ケア計画として策定致します。

なお、この計画は3年ごとに見直しを行うこととしております。

第2節 計画策定の目指す方向の2 基本方針につきましては、3頁にわたって記載しておりますが、6項目を計画策定の柱と致しまして、計画を推進して参ります。

4頁をご覧ください。

第2章 高齢者の現状と推計では、6頁にわたって、人口の推移、要介護認定者数の推移及び見込み、認知症高齢者の現状を記載させて頂いております。

総人口につきましては、減少する見込みとなっておりますが、65歳以上人口が横ばいで推移するため、今後も高齢化率が上昇していくということに加えまして、後期高齢者数は、今後も緩やかに増加していく見込みであることから、要介護認定者数も増加していく推計となっております。

7頁をご覧ください。

第3章と致しまして、サービス提供の現状と推計の第1節 介護保険給付対象サービスの状況につきましては、14頁までにわたって記載をさせて頂いております。

平成27年度から29年度までの3年間の、介護保険サービスの計画に対します実績を整理しておりますが、全般的には計画に近い数字、または、若干下回っているサービスが多くなっているという状況となっております。

15頁をご覧ください。

第2節 介護保険給付対象外サービスの状況では、18頁にわたって、福祉、保健サービスから生涯学習、社協の事業、老人クラブ等の自主事業までに至ります様々な取り組みについて、その方向性を記載しております。

19頁をご覧ください。

第3節と致しまして、介護保険給付対象サービスの推計を掲載しております。

各サービスの平成30年度から平成32年度までと、平成37年度の推計を26頁までにわたって記載しております。

各サービスの推計値につきましては、現在の利用状況を踏まえて算出をしておりますが、25頁にございますが、(4)小規模多機能型居宅介護につきましては、町内に事業所が新たに開設される見込みであることを踏まえまして推計をしております。

27頁をご覧ください。

第4章と致しまして、地域支援事業の推進の、2 介護予防・日常生活支援総合事業

につきましては、地域包括ケアシステムを構築していくうえで大切な、地域の支え合いの体制づくりを推進するもので、柔軟な介護予防サービスの提供や、高齢者自らが地域での見守り活動などの担い手となることによりまして、生きがいや役割づくりにもつながることから、将来的な介護費用の抑制効果も期待されております。

事業の推進につきましては、生活支援コーディネーターであります社会福祉協議会、それから、方向性を協議致します、住民支え愛推進会議などで協議、検討しながら進めて参りたいと考えております。

29頁をご覧ください。

(3) 介護予防、生活支援サービス事業の①訪問型サービス、通所型サービスにつきましては、要支援相当の方に対します訪問介護と通所介護の見込みを記載させて頂いております。

②と致しまして、その他の生活支援サービスについては、住民が気軽に集うことのできるサロン活動や、独居高齢者等の話し相手となります、傾聴ボランティア活動などの実践に向けまして、昨年養成致しました介護予防サポーターの活動支援などを行いながら推進して参りたいと考えております。

30頁をご覧ください。

31頁にわたります、3 包括的支援事業では、地域包括支援センターを中心として、機能をより充実し、関係機関との連携体制を強化しながら事業を進めて参りたいと考えております。

32頁をご覧ください。

第5章と致しまして、介護保険給付費及び介護保険料の推計について記載をしております。

33頁までにわたります、奈井江町分の介護保険給付費の推計、それから頁めぐりまして、34頁から35頁につきましては、空知中部広域連合の関係市町全体の推計に分けて、記載をさせて頂いております。

36頁をご覧ください。

平成30年度から32年度までの、第1号被保険者に係ります介護保険料につきましては、空知中部広域連合が、1市5町の介護保険対象サービスの推計費用額を合計し、国が定めておりますワークシートにより算出した結果、基準となります第5段階の保険料につきましては、年額6万2,400円となり、月額では5,200円となっております。

第6期の月額4,980円に対しましては、220円の増となったところでございます。

保険料の算定に際しましては、介護報酬の増額改定、それから、第1号被保険者の保険料負担率が22%から23%に変更になること、また、平成31年10月に予定されております消費税率の引き上げなど、増額の要因に対しまして、介護保険準備基金の充当によりまして減額調整を図りながら、基準月額が決定されたものでございます。

40頁をご覧ください。

第6章と致しまして、計画推進のための具体的な取り組みの第1節 主な取り組み事

項では、46頁までにわたっておりますが、認知症高齢者施策、それから医療・介護連携、生活支援体制整備、介護予防など、大きく7項目に分けて、それぞれの課題と具体的な取り組みについての記載をさせて頂いております。

47頁をご覧願います。

第2節 計画の推進管理、第3節 総合相談、苦情相談、広報体制、48頁には、第7章 計画の策定体制を記載させて頂いております。

それ以降の頁につきましては、参考資料と致しまして、計画の策定にあたり実施致しました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計結果を掲載しておりますので、後ほどお目通しを頂ければと思います。

以上、高齢者福祉計画の概要についてのご報告とさせて頂きます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば、許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

---

日程第6 報告第2号の上程・報告・討論・採決

(10時29分)

●議長

日程第6、報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」

平成30年度から32年度までの3年間の奈井江町障がい者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

第3期となります障がい者福祉計画の策定がなりましたので、この後、担当課長より、

説明をさせていただきます。

よろしくご承認をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

改めまして、おはようございます。

第1回定例会出席、大変お疲れさまでございます。

報告第2号、奈井江町障がい者福祉計画の内容につきまして、別冊でお配りしております奈井江町障がい者福祉計画により、概要をご説明申し上げます。

2頁をご覧願います。

本計画は、障がい者基本法に基づく、障がいのある方への施策に関する障がい者基本計画をはじめ、障害者総合支援法に基づく、サービス見込み量を規定した障がい福祉計画、また、児童福祉法に基づく、障がい児への支援を計画的に確保する障がい児福祉計画を一体化させ、平成30年度から平成32年度までの3カ年を期間とする奈井江町障がい者福祉計画を策定し、町議会に報告をさせて頂くものであります。

計画の策定に当たりましては、国や北海道の計画と整合性を図り、また、奈井江町おもいやりの障がい福祉条例の考えを基本とし、奈井江町障がい者地域自立支援協議会において協議を進めて参りました。

5頁をご覧願います。

第2章 障がいの状況では、町の人口推移と6頁からは、障がいのある人の状況として、障がい別の手帳保有状況について、過去5カ年の推移を11頁に渡り記載をしております。

12頁をご覧願います。

第3章 障がい者基本計画の第1節 基本理念では、障がいのある人もない人も住み慣れたまちで、共に安全で安心して暮らすまちづくりを基本理念と定め、障がいに対する理解、誤解や偏見の解消など、一人一人の権利が尊重される、まちづくりの実現を目指すものとしております。

13頁では、計画における基本目標として、平等と人権尊重・理解と権利擁護・協働と共生・自立と参加の4項目を定め、15頁以降においては、今ほど申し上げました、それぞれの基本目標において推進する各種施策や方向性などについて記載をしております。

記載内容における新たな事項と致しましては、19頁下段になりますが、国や北海道の計画において、精神障がいや障がい児への支援などが新たな項目として追加となり、今後、推進が図られるものであり、本計画においても精神障がい支援の充実として新たな項目を設け、支援について記載をしているところでございます。

22頁をご覧願います。

中段の子どもの保育・教育の充実以降、23頁に渡りますが、国や北海道の計画と整

合性を図り推進するため、障がいのあるお子さんなどに関し、新たな項目を設け、支援の推進や方向性などについて記載をしております。

26頁をご覧ください。

中段にございます②日中活動系サービスの推進におきまして、日本介護事業団による就労継続支援A型事業所の整備計画があることから、本計画においても記載をしているものでございます。

30頁をご覧ください。

第4章 障がい福祉計画では、具体的なサービス見込み量などを規定しており、第1節 計画の基本的事項では、計画策定の趣旨・目的、計画の位置づけ・期間などについて記載をしているほか、32頁から44頁に渡っては、それぞれのサービスの内容、前回の計画におけるサービスの計画数量と利用実績などを記載してございます。

45頁をご覧ください。

第3節 計画推進のための基本的事項では、障がいのある人の自立と参加を推進するため、基本理念として3項目を掲げ、46頁から48頁に渡っては計画推進の基本方針として各種サービスの考え方について、記載をしております。

49頁から55頁に渡っては、計画期間におけるサービスの見込み量をそれぞれ記載し、56頁から57頁に渡っては、サービス見込み量確保の方策、58頁におきましては、計画推進の在り方について、それぞれ記載をしているものでございます。

以上、奈井江町障がい者福祉計画について、概要報告させて頂きました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

---

日程第7 付託諮問第1号の上程・報告・討論・採決

(10時36分)

●議長

日程第7、付託諮問第1号「旧江南小学校を無償譲渡することについて」を議題と致します。

本件については、旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読

●議長

ここで、旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会の細部報告について、発言を許します。

旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員長、8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会の審査結果について、ご報告致します。

昨年12月15日の第4回定例会において提出されました、諮問第1号、「旧江南小学校を無償譲渡することについて」特別委員会を設置し審査したところであります。

審査は、本年1月17日及び、1月30日には参考人として、つしま医療福祉グループ・ノテ福祉会専務理事南氏の出席を求め、2日間にわたり委員会を開催し、全委員出席のもとで提出された関係資料、町長をはじめ関係職員、参考人の説明を求めながら慎重に審査し、更に十分なる質疑を重ね結論を得ましたので、その結果をご報告致します。

まず、結論から申し上げますと、諮問第1号「旧江南小学校を無償譲渡することについて」は、全会一致をもって原案のとおり同意することに決定致しました。

本町は、これからの超高齢化社会への対応として、早くから医療・保健・福祉・介護の連携を基軸に、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる、健康と福祉のまちづくりを積極的に進めて参りました。

この度は、官民連携の下に、奈井江町にふさわしいトータル・サポート・ケアシステムの構築に向け、日本介護事業団より小規模多機能型居宅介護事業所を主とした、更なる介護サービス体制等の拠点として、旧江南小学校を活用するプランが示されたところであります。

旧江南小学校を無償譲渡するにあたり、その活用目的が施設と在宅を結ぶ包括ケア体制を推進するもので、本町の目指す医療・保健・福祉・介護の連携において、大きな意味を持つものであります。

昨年4月に同事業団に譲渡した、「やすらぎの家」、「健寿苑」とともに、多様なサービスの提供、新たなトータル・サポート・ケアシステムの構築に向けて、つしま医療福祉グループが培ってきた経験やノウハウ、柔軟なサービスに大いに期待するところであります。

この程の、施設の活用、改修プランにおいては、地域包括ケア体制の拠点となる小規

模多機能型居宅介護サービスを先行して運営される計画であります。

段階的に、障がい者の就労支援事業所並びにグループホームの開設、シニアアクティブ奈井江分室やトラフグ養殖事業等、幅広い事業展開の構想が示されており、これらは高齢者並びに障がい者の自立、就労機会の拡大が図られ、さらには地域との交流も検討されています。

今後においても、町民、関係機関・団体等の理解や意見を反映しながら、町の支援、協力体制とともに、広域的な取り組みについても、日本介護事業団との連携を密にし、本町が目指す地域で安心して暮らせる、生涯活躍のまちづくりとなるよう積極的に取り組んで頂きたい。

以上、申し上げましたが、特別委員会の審査において出された意見要望も含めて検討されるよう望むものであります。

これをもちまして、旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会の報告と致します。

●議長

付託諮問第1号「旧江南小学校を無償譲渡することについて」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

付託諮問第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり同意することに決定であります。

本件は、委員長の報告のとおり、同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、委員長の報告のとおり、同意することに決定しました。

---

**日程第8 議案第27号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時42分)

●議長

日程第8、議案第27号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO3、154頁をお開き下さい。

議案第27号「財産の無償譲渡について」

次のとおり財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

記と致しまして、1番、無償譲渡する財産は、旧江南小学校の土地14,114㎡、建物が校舎及び体育館でございます。

2と致しまして、無償譲渡する相手方は、社会福祉法人、日本介護事業団であります。

3点目が、無償譲渡する時期であります。平成30年4月1日であります。

提案理由と致しましては、社会福祉法人、日本介護事業団が、新たに展開予定をしております介護サービス事業等々の拠点施設として無償で譲渡することと致したいとするものであります。

以上、議案第27号について、説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時44分)

●議長

日程第9、議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO1、3頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、1、専決事項、平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）であります。

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,457万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2、専決処分の年月日、平成30年2月8日としてございます。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金3,500万円を追加し2億2,617万7千円、歳入合計が同様に3,500万円を追加し58億1,457万5千円。

歳出、8款土木費に3,500万円を追加し6億4,409万円、歳出合計が同様に3,500万円を追加し58億1,457万5千円とするものがございます。

今回の補正につきましては、例年を大幅に上回る降雪量により、生活道路等の排雪作業に掛かります費用であります。当初予算に不足が生じた2月8日付で専決処分を行い、継続をして排雪作業を行っているところでございます。

7頁をお開き下さい。

下段の歳出、8款、2項、1目の道路維持費で、除排雪に要する委託料3,500万円を追加計上を行い、掛かる費用については、その同額を財政調整基金からの繰り入れ

としたところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。  
よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第10 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時48分)

●議長

日程第10、議案第14号「奈井江町塵芥収集袋調達基金条例を廃止する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書のNO2、132頁をお開き下さい。

議案第14号「奈井江町塵芥収集袋調達基金条例を廃止する条例」

奈井江町塵芥収集袋調達基金条例は廃止をする。

附則と致しまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、事業用の塵芥収集袋の円滑な製作、販売を目的に制定をしてきたところでございますが、昨今の状況として、事業用の収集については、排出事業者と運搬処理業者との間で、この収集袋以外の袋が利用されるようになったことから、町の塵芥収集袋の作成を廃止すると共に、本条例を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第14号の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時00分まで休憩します。

(休憩)

(10時50分)

---

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時00分)

●議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第11、議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書のNO1、8頁をお開き下さい。

議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,027万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

はじめに歳入です。

1款町税2,223万8千円を追加し7億4,729万2千円、12款分担金及び負担金497万円を追加し2,802万5千円、13款使用料及び手数料270万5千円を減額し1億1,283万5千円、14款国庫支出金1,382万1千円を減額し2億1,513万1千円、15款道支出金6,603万円を減額し6億3,245万3千円、16款財産収入188万9千円を減額し1,524万3千円、17款寄附金1,290万円を減額し1,945万円、18款繰入金4,006万1千円を減額し1億8,611万6千円、20款諸収入29万8千円を追加し4億1,444万円、21款町債9,440万円を減額し6億6,146万6千円、歳入合計2億430万円を減額し56億1,027万5千円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

歳出でございます。

1款議会費37万円を減額し3,740万7千円、2款総務費264万1千円を追加し2億8,538万3千円、3款民生費4,888万2千円を減額し8億6,530万2千円、4款衛生費911万4千円を減額し6億7,986万5千円、6款農林水産業費1億3,207万7千円を減額し7億4,590万9千円、7款商工費269万2千円を減額し2億8,575万3千円、8款土木費438万8千円を減額し6億3,970万2千円、9款消防費55万7千円を追加し1億2,607万円、10款教育費683万4千円を減額し2億1,027万1千円、11款公債費298万3千円を減額し7

億8,072万3千円、12款職員費15万8千円を減額し9億4,652万3千円、歳出合計2億430万円を減額し56億1,027万5千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、この後に提案を致します、4つの特別会計及び企業会計の補正予算も含めまして、事業費の確定等々によります精査でありまして、少額のことを割愛し、増額や金額の大きな変更のあるものについて中心に説明を致しますので、よろしくお願い致します。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明致します。

29頁をお開き下さい。

1款の議会費では、旅費等の精査により37万円を減額。

2款、1項、1目一般管理費では、31頁の下段をご覧頂きたいと思いますが、各種負担金等の精査により減を行っております。

32頁の生活交通確保対策では、中央バスの運行負担金等で152万3千円を追加計上。

33頁のふるさと応援寄附金事業では、寄付金の見込精査に伴い、記念品、送料等々の見込み精査を行い、668万3千円を減額しております。

34頁の上段をご覧下さい。

その他公有財産の維持管理で、旧江南小学校での不要となった備品等々の廃棄に係る手数料など197万3千円を追加計上。

35頁のまちづくり定住促進対策事業に要する経費では、中古住宅購入助成などの見込み精査を行い1,374万円を追加してございます。

37頁の地域振興基金では、ご寄附および預金利息の積立を行って、213万8千円の追加計上でございます。

41頁の下段以降から3款、民生費に入って参ります。

42頁の下段、1項、1目の社会福祉総務費の障がい者支援で、扶助費等の見込み精査により、1,276万6千円を減額計上。

43頁の下段の国民健康保険事業会計では、繰出金で、基盤安定負担金の確定等により204万8千円を減額計上したほか、臨時福祉給付金に要する経費では、平成28年度の給付事業費の精査による返還金で219万円を追加計上してございます。

47頁をお開き下さい。

8目、高齢者対策費の地域包括支援センターの運営経費では、生活支援コーディネーター等業務委託料等の精査により483万9千円を減額計上してございます。

49頁をご覧下さい。

次頁にわたります老人総合福祉施設に要する経費では、昨年度末に、同施設の会計を閉鎖した後、3月末時点で、請求行為のなかった経費を一般会計において計上し、支払いを行って参ったところでございますが、これらの精査を行いまして、312万6千円の減額計上を行ってございます。

9目の介護保険推進費では、空知中部広域連合への負担金の確定により1,494万9千円を減額してございます。

55頁をお開き下さい。

4 款の衛生費では、1 項、1 目の保健衛生総務費で、先ほど申し上げました老人総合福祉事業会計と同様の理由で、予算計上しておりました老人保健施設事業会計においても精査を行い、256万4千円の減額計上を行ってございます。

56 頁から58 頁にわたります、2 目予防費では、妊婦健診、がん検診、健康診査等々、各種予防接種の委託料の見込み精査を行い、あわせて532万7千円を減額してございます。

60 頁からは、6 款の農林水産業費に入って参ります。

1 項、3 目の農業振興費では、農業振興に要する経費で、担い手確保・経営強化支援事業補助金、歳入も同額、補助金を計上してございますが、新たに1,485万円を追加計上してございます。

また、62 頁においては、米穀乾燥調製貯蔵施設設備整備に要する経費で、工事費の確定により1億4,279万7千円を減額計上してございます。

64 頁から66 頁にわたります、7 款の商工費では、中小企業振興保証融資、みなクルの管理運営、地域交流センター大規模改修工事の完了等によりまして269万2千円を減額計上したほか、66 頁の6 目、温泉施設費では、予算補正の増減はありませんが、地方債の減額および浄化槽改修に対する補助金の追加があり、財源の補正を行ったところでございます。

66 頁からは、8 款の土木費に入って参ります。

67 頁の下段、2 項、1 目道路維持費において、ロータリー除雪車等の燃料費の追加を行ってございます。

70 頁の4 項、2 目下水道費では、下水道事業会計への繰出金の見込み精査により、598万4千円を減額計上したほか、3 目公園費では、本町公園等の樹木伐採41万9千円の追加計上しております。

71 頁の5 項、1 目住宅管理費においては、除排雪等作業機械借上料などの見込み精査により、131万円を追加計上してございます。

72 頁の9 款、消防費であります、負担金の見込み精査を行い55万7千円を追加してございます。

10 款、教育費においても、各経費の見込精査による減額計上を行っているところでございますが、76 頁の3 項中学校費、また82 頁の5 項、3 目公民館費、また次頁にわたります5 目文化ホール費において、燃料費の追加計上を行ったところでございます。

85 頁、86 頁にわたります、11 款公債費では、長期債償還の元金および利子、また一時借入金の利子の見込精査により302万3千円を減額計上。

次頁にわたる職員費では、15万8千円の減額を致してございます。

次に、歳入について説明を致します。

15 頁にお戻り下さい。

町税の町民税では、製造業等の納付実績を踏まえた見込み精査により、524万8千円を追加計上。

固定資産税では、償却資産等の賦課実績を踏まえた見込み精査により、1,912万2千円の追加計上。

16頁をご覧下さい。

12款の分担金および負担金では、1項、2目の民生費負担金に計上している認定子ども園入所運営費保護者負担金等の見込み精査により497万円を追加計上。

17頁の13款、使用料及び手数料では、高齢者生活福祉センター使用料等々が増額となる一方で、住宅使用料等においては減額となり、合わせて270万5千円を減額計上してございます。

18頁から20頁にわたります、国庫支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金のほか、衆議院議員選挙の委託料等の見込精査により、1,382万1千円を減額計上。

20頁から23頁にわたります、道支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金、また、強い農業づくり事業補助金等の見込精査により6,603万円を減額してございます。

23頁をご覧下さい。

16款、財産収入では、土地建物売払収入等の精査により188万9千円を減額計上。

24頁の寄附金では、表 武男 様、匿名希望の1名の方からのご寄付210万円を追加計上したほか、ふるさと納税寄附金の見込み精査を行い、1,290万円を減額計上してございます。

25頁をご覧下さい。

20款の諸収入では、合わせて29万8千円を追加計上。

27頁から28頁にわたります町債においては、各事業費の見込み精査により9,430万円の減額計上してございます。

なお、以上における歳入歳出の差3,930万9千円につきましては、財政調整基金の繰入を減額をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

## ●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

竹森議員。

## ●2番

今説明があったわけですがけれども、今回の補正額が2億円ぐらい減額ということで、かなり大きいんですけども、その中でも、大きく影響しているのが、ライスターミナルの増設に関する設備費で1億4千万ほど減額になっていて、今の説明ですと、整備の価格が決定したという説明で、その中で、確か5億円以上の予算でみていたと思います。

その中で1億4千万減るということは、かなりの減額ですので、その中身について、計画の変更があって、減ったのか、いわゆる入札制度によって、予算が節減できたのかということの説明をお願いします。

## ●議長

ふるさと農政課長。

●ふるさと農政課長

只今のご質問でございますが、予定しておりました計画には、変更がございませんで、入札による残でございます。

●議長

竹森議員。

●2番

そうするとかなり入札制度が機能して、良かったなということで安心しております。

続きまして、もう1つ質問ですけれども、今の予算書の24頁、いわゆるふるさと納税について質問させていただきます。

ふるさと納税については、昨年度3千万を越す寄付金があり、当初の予算でもその程度予想をしていたと思いますが、色々国の指導など返礼品の金額など規制あり、道内の各、全国的に、今までのふるさと納税の額が激変している。

今まで、少なかったところが大きくなったり、ここで話していいのかちょっと分からないんですけれども、浦臼町などもかなり減額している、少なくなっているように聞いております。

奈井江町の場合も、昨年秋ぐらいから色々ホームページで出されるので、気にしていたんですけれども、なかなか伸びてこない。

結果、2月末にも発表あって、1,300万ぐらいだったと思うんですけれども、ちょっと計画より伸びないなど。

その原因について、分析されているのか、それと、来年度以降について、どのようなことを考えているのか。

ふるさと納税という制度自体から考えるとそれに依存することは出来ないと思うんですけれども、あまりにも増減があると、なかなか使い道もその都度その都度考えなければならぬということで、苦労されると思うので、今年度の様子と次年度に向けての方策等考えておられるのであれば、ご説明願いたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の竹森議員のご質問でございますが、まずもって、ふるさと納税額の減額の要因ということでございますが、まず総務省の返礼品の返礼割合を3割以下にするというような通達のもと、私どもの返礼品においては現在で3割以下というところのルールを守ったところでございます。

ただ、実際においては、返礼割合を3割以下に厳守する動きにばらつきがありまして、

一部の自治体で見直しが行われていないというようなところで、依然として、高い返礼割合を謳って、寄附を集めているケースですとか、高額な電化製品等々の商品を送るケースもまだ後を絶たないというような所の通知も来ているところがございます。

一番大きなところにつきましては、やはりお得感というところの中で、これらのことが一番大きな要因になってくるのかなというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

また、ふるさと納税の額が減ってきたということで、次年度以降の、取り組み、方策がどういうことを考えられているかというところがございますが、これにつきましては、新聞広告等々に広告を掲載するなど、全国的なPRを実施して参りたい。

既に3月1日付で、東京都内配布の朝日新聞のエリア広告というのも掲載をさせて頂いたところがございます。こちらについては、東京都内にお住まいの方からいくつか電話の問い合わせもきているところがございますので、こういった活動を進めていきたいというふうに考えております。

それとまた当然ながら、町内の魅力のある特産品の発掘ですとか、また、現在のふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスというものを利用しているんですけども、これ以外、他のポータルサイトの利用ですとか、そういった部分についても、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

●議長

その他質疑ありませんか。

森岡議員。

●6番

只今説明ありました一般会計の補正予算第10号について、私の方から1点、35頁のまちづくり定住促進対策事業、事業の精査、件数の増ということで1,374万増加されております。

町で重要施策として取り組んでいる事業でありますから、その推進が理解を得て、定住人口の増に繋がっているということで、喜ばしいと思っております。

中古住宅の購入の補助金の増等というご説明がありましたけれども、もう少し、詳細な中身について説明を頂きたいと思えます。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

只今の森岡議員のご質問にお答えをして参りたいと思えますが、平成29年度の当初予算におきましては、ある程度28年度の実績を基に予算を計上させて頂いたところがございますが、内訳を申し上げますと、住宅建築助成につきましては、予算9戸に対し

て、3戸の申し込み見込みでございます。

中古住宅購入につきましては、予算5戸に対して、23戸と大幅に増加をしたという状況でございます。

また、アパート、集合住宅でございますが、これも当初予算をみておりませんでした。が、1棟4戸の申請がございました。

また、リフォームにつきましては、予算同額の同じ29戸の見込み。

またアパート家賃助成につきましても、これも、ほぼ同等の29戸というようなことで、今申し上げた通り、中古住宅の方で大幅に申請が伸びたという状況でございます。

●議長

その他ございますか。

遠藤議員。

●3番

34頁の財産管理費について伺いたいと思います。

先ほど江南小学校の備品の廃棄に関わる経費の説明がありました。

このことについて、以前に、白山小学校を閉鎖する時に、近隣の農家の人たちだとか、町の人たちが備品を頂いて、とても日常生活の中で、助かっているんだという話も聞きましたので、全部一気に捨てるのではなくて、出来るのであれば町の人たちに、公開をして、持って行って頂けるものは持って行ってもらうだとか、そのようなことは考えられないのかなというふうに思いますのでお伺いします。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の遠藤議員のご質問でございますが、江南小学校にかかる備品の整備ということで、先月より学校関係の備品については、学校に搬入、あと、各課で使用できる備品についても、各課で使用する部分については、搬出をしております。

その後、町の方でも職員間で江南小学校の中の整理を行い、廃棄出来る部分については、今回、補正予算で計上しております。

残りの部分については、ほとんど、廃棄するということで、廃棄処分業者並びにリサイクル業者の方に現地を確認して頂き、使用出来るものについてはほとんど町の方で使用出来るということで、本来であります町民の方に、公募して使って頂けるようなものもあるんですが、ほとんど、備品といっても消耗品の学校教材の部分なものですから、なかなか町民の方にも聞きづらい面がございまして、出来れば今回の3月末までには、町の方で、一式を処分したいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時26分)

●議長

日程第12、議案第3号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書89頁をお開き下さい。

議案第3号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」

平成29年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,392

万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,914万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

1款国民健康保険税317万6千円を減額し1億909万円、3款道支出金299万4千円を減額し1,084万円、4款財産収入6万5千円を追加し10万5千円、5款繰入金3,696万7千円を減額し7,128万4千円、7款諸収入1,914万4千円を追加し5,575万9千円、歳入合計2,392万8千円を減額し、2億4,914万2千円とするものでございます。

続きまして、歳出です。

1款総務費2,862万7千円を減額し2億3,607万9千円、2款基金積立金6万5千円を追加し10万5千円、4款諸支出金463万4千円を追加し1,288万9千円、歳出合計2,392万8千円を減額し、2億4,914万2千円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出より説明を申し上げます。

96頁をお開き下さい。

総務費では、空知中部広域連合への分賦金の減額などにより2,862万7千円を減額計上。

97頁の4款、諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金の確定等により463万4千円を追加してございます。

続きまして、歳入について説明を致します。

92頁をご覧ください。

国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により317万6千円を減額計上。

93頁の道支出金では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の確定により、299万4千円を減額。

繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定等により204万9千円を減額計上してございます。

94頁の諸収入では、2項、雑入において、平成28年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金、国・道特別調整交付金、あわせて1,451万4千円を追加計上。

3項の診療施設補助金で、直診施設整備分等で、477万円を追加計上してございます。

以上における歳入歳出の差につきましては、国保基金繰入金を3,491万8千円減額をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

竹森議員。

●2番

今ほど説明があったんですけれども、96頁の総務費で補正額で主に今の説明ですと、中部広域連合の国保の分担金の分賦金、昨年度分だと思っんですけれども、2,300万あまり戻ってくる。

本年度までは、奈井江町単独で国保事業を運営しているわけなんですけれども、色々委員会などでも話しているように、30年度からは都道府県化になって、国保が北海道になるということで、来年度については、どういうことになるのか、多分、分賦金については、戻ってこないのかなと思っんですけれども、その辺の説明、来年度以降についての、説明をお願いしたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の竹森議員のご質問にお答えさせていただきますが、本年度までにつきましては、空知中部広域連合の方に分賦金という形で、保険給付費をお支払いをしていたところでございます。

空知中部広域連合につきましては、重症者、高額の部分の保険給付費を、大目にといますか予備的にオンされて分賦金という形になっておりましたが、翌年度以降、都道府県化によりまして、道の財政基盤の安定、スケールメリットというようなところで、保険給付費につきましても、全道プールされるという計算式に変わりますので、そういった空知中部広域連合に支払っていました予備的なそういった費用というのは、なくなるというようなことになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長

竹森議員。

●2番

余ったからという言い方はおかしいかと思っんですけれども、そういう健康保険の奈井江町全体の医療費がなくて、余った場合でも戻ってこないということで理解してよろしいですか。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今のご質問でございますが、来年度以降については、道に納める納付金につきましては、年度内に一旦納めた納付金の額の変更はないということで聞いておりますので、追加も返還もないということをご理解を頂きたいと思っております。

●議長

その他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時35分)

●議長

日程第13、議案第4号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 99 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 29 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

平成 29 年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 86 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,442 万 1 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 5 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料 51 万円を減額し 6,105 万 7 千円、3 款繰入金 35 万 5 千円を減額し 3,269 万 7 千円、歳入合計 86 万 5 千円を減額し、9,442 万 1 千円とします。

歳出であります。1 款総務費 2 万 6 千円を減額し 32 万 7 千円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 83 万 9 千円を減額し 9,399 万 8 千円、歳出合計で 86 万 5 千円を減額し、9,442 万 1 千円とするものでございます。

それでは、歳出より説明致しますので、103 頁をご覧ください。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込精査により 83 万 9 千円を減額計してございます。

続いて、歳入について説明を致します。

102 頁をご覧ください。

後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により 51 万円を減額計上をし、繰入金では、事務費繰入金など一般会計繰入金の見込み精査により、35 万 5 千円を減額したところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時38分)

●議長

日程第14、議案第5号「平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の105頁をご覧ください。

議案第5号「平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」

平成29年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,755万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料252万9千円を追加し1億2,755万6千円、2款

分担金及び負担金7万4千円を減額し60万5千円、3款繰入金598万4千円を減額し2億7,878万1千円、5款諸収入177万7千円を追加し453万1千円、6款町債290万円を減額し4,520万円、歳入合計465万2千円を減額し、4億5,755万1千円とするものでございます。

歳出、1款下水道費210万円を減額し8,428万9千円、2款公債費255万2千円を減額し3億7,288万2千円、歳出合計465万2千円を減額し、4億5,755万1千円であります。

一番下の下段になります。

第2表繰越明許費の追加であります。

款、項、事業名、金額の順で説明をさせていただきます。

1款下水道費、1項下水道整備費の事業名として、石狩川流域下水道事業であり、298万8千円を追加しようとするものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出より説明を致します。

111頁をお開き下さい。

下水道費では、各事業費の見込み精査により、合計で210万円を減額計上。

113頁をご覧ください。

公債費では、長期債の利息の精査により255万2千円を減額計上してございます。

続いて、歳入について説明を致します。

108頁にお戻り下さい。

使用料及び手数料では、納付実績に基づく見込み精査により252万9千円を追加計上。

109頁の諸収入では、平成28年度石狩川流域下水道管理運営に係る還付金等々によりまして177万7千円を追加計上してございます。

町債では、各事業費の確定により290万円の減額計上であります。

以上における歳入歳出の差598万4千円については、一般会計からの繰入金を同額、減額計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時43分)

●議長

日程第15、議案第6号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の114頁をお開き下さい。

議案第6号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」

総則。

第1条、平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正であります。

第2条、平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 患者数であります。入院の一般病床で866人を減じ、974名。

療養型病床群病床では245人を減じ、10,705人。

外来では、616人を減じ、27,815人。

指定居宅サービスでは、195人を減じて、539人とするものでございます。

(3) 建設改良事業では、X線骨密度測定装置外で、160万8千円を減じて1,145万9千円とするものでございます。

次に、収益的収入及び支出の補正について申し上げます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款病院事業収益では、4, 164万2千円を減じて10億8, 346万5千円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

歳出におけます第1款病院事業費用では、3, 858万9千円を減じて11億6, 121万7千円とするものでございます。

第4条、予算第4条中「不足する額4, 629万7千円」を「不足する額4, 624万5千円」に、「過年度分損益勘定留保資金4, 629万7千円」を「過年度分損益勘定留保資金4, 624万5千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入155万6千円を減じて8, 335万円とするものであります。

支出、第1款資本的支出160万8千円を減じて1億2, 959万5千円であります。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費を1, 933万3千円減じて5億5, 695万5千円とし、(2) 交際費では1万2千円を減じて33万8千円とするものでございます。

第6条、予算第8条中「1億7, 625万8千円」を「1億5, 857万4千円」に改める。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明致しますので、120頁をご覧ください。

病院事業費用、医業費用の給与費では、職員費の見込み精査を行い1, 940万1千円を減額計上。

材料費では、薬品費、診療材料費等の見込み精査により2, 231万8千円を減額。

経費では、光熱水費、修繕費等の見込み精査により346万1千円を追加してございます。

医業外費用のサービス付高齢者向け住宅費では、光熱水費等の見込み精査により56万5千円を追加してございます。

雑損失では、過年度未収金の不納欠損処理により22万5千円を追加計上してございます。

次に、収益的収入について説明を致します。

119頁にお戻り下さい。

病院事業収益の医業収益では、診療単価・患者数の減等によりまして3, 738万1千円を減額計上。

120頁の負担金及び交付金では、保健センター負担金を増額する一方で、老人保健施設負担金等の減によりまして344万円を減額計上。

サービス付高齢者向け住宅の収入では、給食費等の見込み精査により124万5千円を減額計上したほか、その他医業外収益では、おむつ代等の精査により29万8千円の追加計上したところでございます。

次に、資本的支出について説明を致します。

123頁をご覧下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、医療機器購入費用の精査により160万8千円を減額。

資本的収入においては、企業債併せて620万円を減額計上し、国・道補助金の、国民健康保険調整交付金の確定により464万4千円を追加計上したところでございます。

以上の結果、単年度の実質収支では8,120万3千円の赤字となり、繰越実質収支では1億1,834万8千円の黒字を見込んだところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため1時00まで休憩します。

(昼休憩)

(11時50分)

---

日程第16 8議案一括上程

(12時58分)

●議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第 16

議案第 12 号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 13 号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 19 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 7 号「平成 30 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 8 号「平成 30 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 9 号「平成 30 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 10 号「平成 30 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 11 号「平成 30 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、8 議案を一括議題とします。

---

## 平成 30 年度町政執行方針（町長）、及び平成 30 年度教育行政執行方針（教育長）

### ●議長 (12 時 59 分)

この際、町長に平成 30 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

### ●町長

(町政執行方針) 朗読

(13 時 28 分)

---

(13 時 28 分)

### ●議長

次に、教育長に、平成 30 年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

### ●教育長

(教育行政執行方針) 朗読

### ●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

( 8 議案の大綱説明)

( 1 3 時 4 6 分 )

●議長

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の130頁をお開き下さい。

議案第12号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正は、職員の給与月額独自削減の終了に伴い、附則第5項を削り、合わせて関連する条文の整理を行うものでございます。

次頁をご覧ください。

議案第13号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、平成28年度末に策定をした「奈井江町立国民健康保険病院新改革プラン」に基づき、経営の効率化と看護スタッフ等、人員の適正配置を図るため、本年4月1日より一般病床18床を療養病床に転換をし、療養病床を全50床として運営を行うため、条例を改正するものでございます。

140頁をご覧ください。

議案第19号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、国の保育料算定の基礎となる公定価格を定めた基準が、本年4月1日付で改正をされ、本町においては、所得階層、第5から第8の階層において月額保育料が70円から720円引上げとなることから、本条例の一部を改正をし、4月1日から適用しようとするものでございます。

続きまして、新年度予算の5会計について説明を致します。

議案書125頁をご覧ください。

議案第7号「平成30年度奈井江町一般会計予算について」

平成30年度奈井江町一般会計予算を、次のとおり提出する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

それでは改めまして、別冊で配布してございます、平成30年度の一般会計予算書の1頁をご覧ください。

平成30年度奈井江町一般会計予算。

平成30年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億3,700万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債であります。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款町税7億1,602万3千円、2款地方譲与税4,870万円、3款利子割交付金160万円、4款配当割交付金90万円、5款株式等譲渡所得割交付金90万円、6款地方消費税交付金1億10万円、7款ゴルフ場利用税交付金510万円、8款自動車取得税交付金620万円、9款地方特例交付金150万円、10款地方交付税22億4,600万円、11款交通安全対策特別交付金25万円、12款分担金及び負担金3,269万9千円、13款使用料及び手数料1億1,997万8千円、14款国庫支出金2億444万6千円、15款道支出金3億8,081万5千円、16款財産収入2,255万6千円、17款寄附金3千万円、18款繰入金2億8,984万6千円、19款繰越金1千円、20款諸収入2億9,678万6千円、21款町債4億3,260万円、歳入合計49億3,700万円とするものでございます。

歳出について説明を致します。

第1款議会費3,771万円、2款総務費2億6,328万2千円、3款民生費8億7,423万9千円、4款衛生費6億5,999万3千円、5款労働費55万6千円、6款農林水産業費3億837万2千円、7款商工費1億5,042万4千円、8款土木費5億8,879万円、9款消防費1億2,267万9千円、10款教育費2億7,272万4千円、11款公債費7億2,437万1千円、12款職員費9億2,736万

9千円、13款予備費649万1千円、歳出合計49億3,700万円とするものでございます。

次頁の第2表、地方債をご覧下さい。

平成30年度におきましては、13本の地方債の計上をしているところでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、それぞれ各事業同一しております。起債の目的、限度額について、説明をさせて頂きたいと存じますが、1本目が、クリーンプラザくるくる長寿命化事業5,760万円。

一般廃棄物最終処分場設備更新事業270万円。

農業農村整備事業（土地改良事業）110万円。

農業農村整備事業（水利施設整備事業）2,700万円。

GPS基地局設置事業80万円。

温泉施設等改修工事4,250万円。

町道瑞穂団地（口）外道路改修工事360万円。

スクールバス更新事業760万円。

奈井江中学校屋上等改修工事4,100万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）1億1,200万円。

Jアラート新型受信機更新事業240万円。

指定避難所整備事業180万円。

臨時財政対策債1億3,250万円とするものでございます。

予算の総額につきましては、前年度より1億5,300万円、3.0%の減となったところでございますが、第6期まちづくり計画、更には、地方創生総合戦略で掲げた目標達成を念頭に、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるべく、引き続き、子育て対策等を含めた総合的な定住対策を進め、公設学習塾の創設、学校給食費無料化の第2子以降への拡大、スクールバスの更新、中学校校舎の屋上等の改修など、教育環境の充実や、子育て世帯の軽減負担を図る一方で、GPS基地局設置負担金、にわ山センターハウス等修繕、奈井江桜まつり補助金など、地域施策を加えた予算編成をしたところでございます。

続きまして、国保会計について説明を致します。

議案書は126頁をご覧下さい。

議案第8号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

別冊で配布をしてございます特別会計予算書の1頁をご覧下さい。

「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成30年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,187万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税1億409万3千円、2款使用料及び手数料3万7千円、3款財産収入4万円、4款繰入金8,073万1千円、5款繰越金1千円、6款諸収入2,696万8千円、歳入合計2億1,187万円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

歳出、1款総務費1億8,903万5千円、2款基金積立金1,438万8千円、3款公債費5千円、4款諸支出金838万2千円、5款予備費6万円、歳出合計2億1,187万円とするものでございます。

平成30年度の予算額を前年度比6,120万円、22.4%の減とし、国保会計について編成をしてございます。

続きまして、議案第9号、127頁をお開き下さい。

「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算を、次のとおり提出する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

別冊の特別会計予算書の17頁をご覧ください。

「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成30年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,950万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料6,386万1千円、2款使用料及び手数料7千円、3款国庫支出金20万5千円、4款繰入金3,539万7千円、5款繰越金1千円、6款諸収入2万9千円、歳入合計9,950万円であります。

歳出、1款総務費56万1千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,890万2千円、3款諸支出金2万7千円、4款予備費1万円、歳出合計9,950万円とするものでございます。

後期高齢者医療の新年度予算の総額を前年度比485万円、5.1%の増とし、予算編成を行ったところでございます。

続きまして、議案書の128頁。

「平成30年度奈井江町下水道事業会計予算について」

平成30年度奈井江町下水道事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

特別会計予算書26頁をご覧ください。

「平成30年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成30年度奈井江町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,350万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,906万8千円、2款分担金及び負担金58万7千円、3款繰入金2億8,788万7千円、4款繰越金2千円、5款諸収入255万6千円、6款町債2,340万円、歳入合計4億4,350万円と致します。

歳出、1款下水道費8,315万8千円、2款公債費3億5,987万6千円、3款予備費46万6千円、歳出合計4億4,350万円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

第2表、地方債であります。

下水道事業会計においては、6本の起債をする予定となっております。

起債の目的であります、公共下水道事業債（一般分）100万円。

石狩川流域下水道事業債（一般分）810万円。

資本費平準化債910万円。

個別排水処理施設事業債280万円。

公共下水道事業債（過疎債）100万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）140万円を計上したところでございます。

下水道事業会計につきましては、予算の総額を前年度比1,720万円3.7%減として、編成をしたところでございます。

続きまして、議案第11号。

129頁をお開き下さい。

「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

別冊で配布をしてございます、病院事業会計予算書の1頁をご覧ください。

「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

第1条、平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1. 奈井江町立国民健康保険病院事業

(1) 病床数であります、療養型病床群病床50床。

(2) 患者数、入院、延べ16,425人とし、外来を延べ28,188人とし、指定居宅サービスについては延べで607人としてございます。

(3) 建設改良事業では、(イ) PACS (医用画像管理) システム外で5,044万6千円の計上をしております。

2. サービス付高齢者向け住宅事業では、居室数を全16室とし、(2)の入居件数では、16件の18人の方に入居予定ということで計上しているところでございます。

第3条に入ります。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益10億3,797万9千円。

支出、第1款病院事業費用11億4,384万8千円。

次頁をご覧ください。

資本的収入および支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4万6千円は、過年度分損益勘定留保資金4万6千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1億7,414万8千円。

支出、第1款資本的支出1億7,414万9千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、医療機器整備事業(病院事業債)として、2,520万円の限度額。

医療機器整備事業(過疎債)として同額の2,520万円を限度額として、それぞれ計上させて頂いております。

次頁をご覧ください。

第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費については、5億5,942万3千円。

(2) 交際費については、35万円。

第8条、たな卸し資産の購入限度額は1億5,666万円と定める。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

平成30年度におきます病院事業会計の単年度実質収支につきましては7,445万5千円の赤字、繰越実質収支では4,389万3千円の黒字を見込んだところでございます。

以上、一括上程となりました3条例、5会計の概要について説明を致しました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

---

## (8 議案の大綱質疑)

(14時10分)

### ●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。  
8番大矢議員。

### ●8番

今ほど平成30年度の予算が示されましたので、私の方から質問させていただきます。

平成29年度は、「第6期まちづくり計画」が3年を経過し、それぞれの事業が着実に遂行されてきており、その成果も感じられます。

また、新たに取り組んだ、奈井江温泉の再開、健寿苑・やすらぎの家の民営化は大きな決断でしたが、順調に経過していると感じています。

今ほど、「第6期まちづくり計画」の4年目になる30年度予算が示されました。

一般会計では、大型の投資がありませんので、昨年より1億5,300万円減の49億3,700万円ということであります。

少子高齢化、人口減少などによる、税収・交付税の減少などにより、厳しい財政状況の中で、町の将来に繋げる積極的な予算編成だと感じております。

今回の予算について、3点、町長に質問致します。

1点目は、職員給与独自削減についてであります。

町長は、財政の健全化にいち早く取り組んできました。

特に、給与については、平成13年度から理事者の年末賞与削減に取り組み、職員の皆さんの理解のもと、平成14年度から職員についても独自削減に取り組んでおり、平成17年からは、月額給与の削減もされてきました。

今日まで、17年間一貫して取り組まれてきました。

財政の健全化だけではなく、今日の各種事業が推進できたのも、この取り組みによるものと感謝致しております。

町長の今任期の最後の予算ですから、給与独自削減は継続するものと私は考えていました。

今、決断された理由について伺います。

また、現在のラスパイレス指数と、30年度のラスパイレス指数は、どのようになるのか、伺います。

2点目は、中学校の屋上等改修工事であります。

平成28年度に、奈井江町公共施設等総合管理計画が策定され、これを基本に各施設整備や管理を進めています。

今回、奈井江中学校の屋上等改修工事4, 104万円が計上されています。

小学校については、耐震化工事と共に、大規模改修がなされ、長期に利用できる状況と思いますが、中学校は耐震化工事だけであり、建築後46年経過しており、長期使用には、大規模改修をしなければならないものと思います。

今回の工事は、大規模改修の一環なのか、修繕にあたるのか、大規模改修については、どのように考えているのか、伺います。

3点目は、国民健康保険事業会計についてであります。

平成30年度は、新たな国民健康保険制度の初年度であります。

この目的は、市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていくこと、市町村が抱える医療費増加リスクを、全道に分散させていくことあります。

今年度は、保険税率の見直しはしませんでした。

先の常任委員会では、1年かけて検討するとのことあります。

奈井江町の現行税率では、道が示した標準税率と比較し、所得割・資産割の割合が高く、均等割・平等割の比率が低い状況にあります。

また、奈井江町は資産割を含めた4方式をとっていますが、道は3方式を主体にしています。

今後、どのような考え方で検討されるのか、伺います。

以上、3点について、答弁を求めます。

●議長

町長。

●町長

今、大矢議員から3点の質問がありましたが、事前に書面で質問頂きましたことを心から厚くお礼申し上げたいと思うところでございます。

まず、1点目でございますが、職員給与の独自削減について、独自削減の終了を決断した理由を伺うということでございますが、それと、現在のライパイレス指数と、30年度のラスパイレス指標ということでございますが、1点目の職員給与の独自削減についてでございますが、平成13年から14年にかけて、当時は、市町村合併問題を含め、自治体財政の悪化への対応が大きな課題でありました。

本町においては、町民の皆様方にご理解を頂いて、自律プランを作成する中、理事者及び職員の給与の削減を断行して参りました。

平成26年度末には、平成24年度から3年間の取り決めによる独自削減が期限を迎え、当時は、近隣の自治体でも、独自削減を終了する状況でありましたが、本町の行政課題、財政状況等を勘案し、さらに3年間の独自削減を決断したところでございます。

この3年間の継続は、平成29年度までを期限と致しまして、職員に理解を求め、財

政計画でも、平成30年度以降は、削減額を計上せずに、まちづくり計画を進めて参りました。

今回の削減終了につきましては、こうした経過もございまして、現代社会においては、官民間わず、人材の確保や育成が最も重要視されております。

また、少子高齢化に伴い、行政ニーズがますます多様化する中、職員はモチベーションを下げることなく、向上心を持って、地域づくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

その環境づくりを優先すべきと考え、独自削減の終了を判断したところでございます。ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

なお、平成29年度のラスパイレス指標につきましては、92.5でございます。

平成30年度は、4月以降の国の調査に基づき、12月以降に正式に公表されることから、この場では、申し上げられないことをご理解頂きたいと思うところでございます。

中学校屋上等改修工事について答弁致しますが、現在の中学校舎は、昭和47年に建設され、46年が経過しております。

この間、平成5年から7年までの3カ年には、外壁、内装、コンピュータ室の改装など大規模改修を行い、25年度、26年度には子供たちの安全を最優先に考え、国の補助金を活用しながら、耐震工事を実施したところでございます。

現在も女子トイレの洋式化を進めるなど、老朽化し、修繕が必要な箇所については、その都度、学校や生徒の意見を聞き、計画的に実施し、新年度においては、屋上等改修工事を実施する予定でございます。

そこで、今後の改修計画についてであります。平成29年に作成致しました公共施設管理計画においては、校舎の老朽化に加え、学級数の減少も認めることから、現校舎の大規模改修あるいは建て替えなどのどちらがよいのか、整備のあり方について検討する必要があると思います。

今後において策定される第7期まちづくり計画において、十分に議論して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それからもう一つは、国民健康保険税、どのように考えているか、本町の国保については、介護保険と同様、奈井江町独自で行うものではなく、空知中部広域連合を結成致しまして、いち早く広域で取り組んできたところでございます。

新年度からはいよいよ都道府県化実施されますが、北海道が保険者となることにより、財政基盤とより安定した運営が行われる予定となっております。そこで、大矢議員の3点目の質問でございますが、今後の国保税率等について、どのような考えで検討されるのかということに、お答えいたしたいと思っております。

人口減少、少子高齢化の中にあつて、国保を取り巻く環境については、状況については、被保険者の減少、高齢化の進行により医療費の増など、国保加入者の負担増となる要因が大きく、今回の都道府県化にあつても、北海道において、6年間にわたる激変緩和措置が行われることになっております。

本町においては、道が精算する市町村標準保険料に近づけるよう国保税を検討していくことが必要でございます。

均等割と平等割の比率を大きく上げた場合には、低所得者への影響が大きいことはお分かりの通りだと思います。

また資産割を含めた4方式からこれを抜いた3方式に変更とした場合には、加入者全体に影響が及ぶため、平成30年度は現状の税率に据え置く判断を致しました。

今ある基金の有効活用も含め、様々な角度からシミュレーションを行い、国民健康保険税審議会のもとでも、十分にご議論を頂きながら、慎重に判断して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上でございます。

●議長

大綱質疑を終わります。

---

予算審査特別委員会の設置について

(14時26分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会 構成)

---

(互選結果報告)

(14時27分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。  
委員長には、大矢議員、副委員長には、遠藤議員。  
以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長に遠藤議員を選任することに、  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。  
おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45  
条第1項の規定により3月15日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月15日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定  
しました。

---

閉会

●議長

おはかりします。  
3月6日から8日までの3日間は、休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
3月6日から8日までの3日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。  
なお、9日は10時00分より会議を再開します。  
大変ご苦労さまでした。

---

(14時28分)

平成30年第1回奈井江町議会定例会

平成30年3月9日（金曜日）  
午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 総括質問
- 第 3 議案第28号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）
- 第 4 議案第29号 損害賠償請求事件の和解について
- 第 5 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について  
（地域交流センター）

○ 出席議員（9名）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 大 関 光 敏 | 2番 | 竹 森 毅   |
| 3番 | 遠 藤 共 子 | 4番 | 石 川 正 人 |
| 5番 | 三 浦 きみ子 | 6番 | 森 岡 新 二 |
| 7番 | 笹 木 利律子 | 8番 | 大 矢 雅 史 |
| 9番 | 森 山 務   |    |         |

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

|            |   |         |
|------------|---|---------|
| 町          | 長 | 北 良 治   |
| 副 町        | 長 | 相 澤 公   |
| 教 育        | 長 | 萬 博 文   |
| 会 計 管 理 者  |   | 小 澤 克 則 |
| まちづくり参事    |   | 碓 井 直 樹 |
| 健康ふれあい参事   |   | 小 澤 敏 博 |
| くらしと財務課長   |   | 馬 場 和 浩 |
| まちなみ課長     |   | 大 津 一 由 |
| おもいやり課長    |   | 松 本 正 志 |
| ふるさと商工観光課長 |   | 横 山 誠   |
| ふるさと創生課長   |   | 石 塚 俊 也 |
| ふるさと農政課長   |   | 辻 脇 泰 弘 |
| 教育委員会事務局長  |   | 山 崎 静   |
| 町立病院事務長    |   | 杉 野 和 博 |
| 代表監査委員     |   | 中 野 浩 二 |

農業委員会会長 千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂

議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

---

## 開会

### ●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番大関議員、8番大矢議員を指名致します。

---

## 日程第2 総括質問

### ●議長

日程第2、平成30年度町政執行方針、並びに平成30年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、30分以内でお願いします。

---

### (1. 3番遠藤議員の質問・答弁)

(10時00分)

### ●議長

3番遠藤議員。

(3番 登壇)

### ●3番

おはようございます。

3番遠藤です。

本日の質問は、町長に大綱2点、質問させていただきます。

ごみの減量、リサイクルの現状や課題は、町民との協働が重要ではないかと思い、質問をさせていただきます。

町の取り組みとして、5月1日の全町一斉クリーン作戦は、町民をはじめ、子供達から企業や団体に至るまで、大勢の方を巻き込んで、非常に良い取り組みをしていると、

改めて感心をするところです。

また、こうした活動を通じて、特に子供達には、ごみの問題を考える良い機会になっていると伺っています。

この日は、我が連合会としても、忙しいとはいえ、年間の行事としてごみ拾いや空き缶拾いを行っているところです。

また、企業によっては、毎週月曜日に、ごみ拾いの日と定めて、職員一同が会社前から国道12号線から9号線東に向かい高速道路付近まで、4月から10月いっぱいまでごみ拾い作業を行っているところもあります。

とても、頭の下がる思いで見ているところです。

さて、この度の執行方針では、ごみの分別・不法投棄対策を上げられておりますが、対策として、広報誌やホームページ等を活用することとありますけれども、現状として、可燃ごみは、少しずつですけれども、増加傾向にあること。

容器包装プラスチックについては、浦臼のリサイクルセンターで処理を行っているところですが、以前、視察をさせて頂いた時には、非常に暑い最中で、また、ハエが多くて、悪臭の中で、分別が充分でないため、大変な作業を行っておりました。

そうした過去をも振り返りながらも思うことは、広報誌やホームページで訴え続けても、この問題は、町民になかなか浸透していないのではないかというふうに、私は思うんです。

例えば、1つの例なんですけれども、リサイクルごみについては、砂川にあるマテックが行っている「じゅんかんコンビニ24」という、ごみを収集する場所が増えているようです。

空き缶、瓶、段ボール、衣類などが無料で24時間受け付けているという、そういったもので、リサイクル貢献度が500点に達した場合には、商品券に引き換えてもらえる、そういう仕組みがあるようです。

生ごみについては、土地のある方はコンポストや、段ボールのコンポスト、またEM菌を使った堆肥づくりなどを提案していくということも重要ではないかなというふうに思います。

コンポストは、虫がわいて不評だという、そんな話もありますけれども、虫のわからない、きちんとした使い方があるのですから、そうした情報も提供が重要ではないかなというふうに思っています。

3番目に可燃ごみについては、草花、また木などの排出には水分が含まれており、干したり、また、泥をほろうなどしておくとも重さは大体半分になるんですね。

ですから、充分乾燥させたものを排出してもらうことや、畑の隅にかためて置いておくと堆肥になる。

またこういった提案も大事でないかなというふうに思います。

また、新聞だとか、段ボール、雑誌等の排出は、雨の日はものすごく重たい量に、重量になるので、極力出す時の雨の状況によると思いますけれども、雨の日はちょっと避けてもらうだとか、そういった配慮もあってもいいのではないかと。

また、町民の方々に、各ごみ処理施設の現状を見てもらう、そういった取り組みもど

うなのかなというふうに私自身は思うものですから、質問させて頂くんですが、町の現状や課題など、行政からの一方通行ではなくて、町民と情報を共有しながら、ごみの減量やリサイクルの意識の向上に繋げていければなというふうに思います。

このところで、これまでの町長の考え方を伺いたいと思います。

●議長

(10時04分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

連日、ご苦労さまでございます。

今ほどの遠藤議員の質問にお答え致しますけれども、遠藤議員が言われた、子供たちの意見をもとにスタートした全町一斉クリーン作戦については、町をキレイにする一方で、町民、そして将来を担う子供たちが、ごみの問題、環境問題を考える素晴らしい機会でもあり、多くの町民、事業所の皆さんの協力を得ながら、今年も5月1日開催すると共に今後も継続して参りたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、本町では平成15年からごみの分別化を実施致しまして、ごみの減量、分別のルールについては、その都度、ホームページや広報誌等に周知啓発を行う中、多くの町民、事業者が、分別のルールを認識し、ごみを排出しており、資源の再利用などもご理解を頂いているところでございます。

しかしながら、遠藤議員が言われたように、ごみの排出方法は、工夫次第でまだまだ減量やリサイクルは可能であると考えております。

引き続き、ホームページや広報誌、行政区長会議を始めとする各種会議等で周知や啓発を行うと共に、各町内会、地域へ足を運び、直接、町民の方々との会話を通じ、町民や事業者へのリサイクルによるごみの減量について、ご理解を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上でございます。

●議長

(10時06分)

3番遠藤議員。

●3番

今ほどの町長の答弁の中で、平成15年からごみの分別を行ってきた。

この時にはやはり各連合会をこまめに回って頂いて、物凄く丁寧な説明を頂いたという経過があります。

面倒だねとか、そういう声もありながらも、結構、これが定着してきているんだと思

うんですけれども、長い月日経って、今に至ってみると、またそれが初心に戻って、やはりごみの分別考えていかなければならない状態になっている状況なので、やはり、会話を通して、町民の方たちに周知をして頂く。

広報やホームページだけでは、みんなが見ているとは限らない。

ホームページもみんなが見れるわけではない。

そういったことも思えば、やはり町民の人たちと対話を交えながら、町長が言うように、これから先やっていって欲しいなというふうに思っておりますし、町長もそうやって答弁されたので、私も嬉しく思っているところです。

今は、場所によっては、ごみ減量推進協議会という名称は様々だと思えますけれども、そういう協議会を立ち上げて、また、町民や事業者、あと、行政が入って、これからのゴミの減量に対する取り組みを話し合う機会を設けたりとかしているところもありますし、今は、ロスフード、そういううちの半分は大体家庭内のごみだと言われています。

だから、これも解決のために、町民を交えながら、プロジェクトを立ち上げて、やっているというところもあります。

まずは、奈井江の町として、町民の協力によっては、掛かる費用も大きく変わってくる部分ですので、先ほど町長が言われたように、町民と様々な機会を通じて、発信して行って欲しいと思い、この質問を終わらせて頂きます。

次に、ないえ商業高校の入学支援金について伺います。

入学支援金が有効に使われているのかどうかという実態の把握について伺います。

これまで高校存続に向けて、町として、高校をなくすことは出来ないと、非常に大きな決断をしてきました。

これまで、支援策のかいあって、生徒の確保には、ある程度の成果が出ているものと思います。

また、昨年から学校側の指導や生徒の多大なる努力があって、大学に進学された生徒や、3月3日の道新では、全国商業高校協会が開催する検定に5人の生徒が合格したという明るいニュースもありました。

さて、入学支援金は、文字通り入学のための支援金であり、実際生徒のために使われているのかどうか、私としては疑問に思うところです。

現実、学校に伺うと、経済的に大変な家庭が多いこと、保護者の遊交費になったり、様々な実態があるのだというふうに伺いました。

また、本年度から、家庭に事情がある生徒が多いことから、修学旅行は1泊減らしたと、そういったことも言うておりました。

入学支援金がいいのか、支援金があるいは修学旅行費に使われてもらうことがいいのか、卒業時の就職の際のお祝金がいいのか、また、大学や専門学校へ行かれる生徒には、入学祝金なのか、そうした形に変えることで果たして、生徒の確保にまた、影響が出てきたら困るなというふうな思いもあるんですけれども、この支援金については、私は、生徒のために使って頂きたい、そんな思いから、生徒へのアンケート調査も実施しながら、ひょっとしたらまた何か変わったところが見えてくるのかなということも思いますので、そこら辺は町長の考え方を伺いたいと思います。

●議長  
町長。

(10時11分)

●町長

2点目のご質問でございますが、入学支援金については、多くの生徒を確保するために、平成25年度から町内中学校卒業生には10万円を支給、平成27年度からは町内者は20万円、町外者は10万円に拡充し実施してきました。

高校選択に関するアンケート調査において、就職・進学率と制服代金助成に次いで、入学支援金の支給となり、高く保護者にも支持されていると感じております。

入学支援金については、生徒確保と併せ、奈井江商業高校に入学したお祝いという思いから支給しております。今後そのような理念を持って実施して参りたいと考えております。

生徒確保等の支援につきましては、高校とも十分に情報を共有して参りますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、アンケートにどのように使われているかということでございますが、それも重要なことですので、是非アンケート調査を図りたいと思うところでございます。よろしく、ご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(10時13分)

3番遠藤議員。

●3番

今ほどの町長のお話の中から、アンケートを実施していかれると、そういったお話ありましたので、是非、こちら辺は実施お願いしたいなというふうに思います。

入学支援金ですから、それが修学旅行費に変わったり、また、大学行く時の入学祝金となって、また支給の用途が変わった場合に、生徒の確保に影響が出てきても私困るなというふうな心配もあるんですけども、やはり生徒のために私は使って頂きたいなというふうな思いがありますので、アンケートをもとに、内容がこれからどんなふうな形で出てくるか分かりませんが、それらを精査しながら、子供たちのために支給して頂きたいと思い、質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

(10時14分)

---

(2. 1番大関議員の質問・答弁)

(10時15分)

●議長

次に、1番大関議員。

(1番 登壇)

● 1番

おはようございます。

町長に対しまして、大綱2点の質問を致します。

1点目は、地方創生の取り組みについてということで、特に、今後の移住、定住対策について伺います。

現在、行っております各種の対策、住宅の購入助成やリフォーム助成、民間賃貸住宅の家賃助成等は、一定の成果を上げており、評価をするところであります。

しかしながら、近隣の市町も、似たような対策を打ち出してきており、当町の厳しい財政状況からしても、助成だけではない対策、いわゆる町おこしによって、移住、定住してもらってはどうかということでもあります。

最近では町のホームページも変更されまして、非常に見やすくなってきておりますし、色々な場所へ出向いてPRすることも必要だと思います。

奈井江町を知ってもらう、来てもらうという意味で、面白い、また、奇抜な取り組みも必要ではないかと思えます。

例えば、京都向日市というところがありますが、西日本で一番小さな市であります。

特産品は、たけのこぐらいでありまして、特に他に何もありません。

ここは、食事のメニューを、激辛メニューによる町おこしということで、実際の商店街ではありませんが、町全体を仮想の商店街として、市内の飲食店40数店舗に協力を頂きまして、激辛メニューを置いてもらう。

通常ではない、生菓子店にも協力して、町おこしで成功しております。

2008年に、3千人だった観光客が、これを行ったことによりまして、2009年には6万人、2013年には、19万人もの観光客が来町しているようであります。

それに伴って農業も協力しまして、ブートジョロキア等、辛い食べ物を栽培して、農業の方も活性化しているようであります。

それから、もう一つ、徳島県の神山町というところがあります。

ここも、人口が4,900人ほど、面積にして173km<sup>2</sup>でありますから、奈井江町が88km<sup>2</sup>ですから倍ぐらいの面積に、4,900人ほどですから奈井江より人口密度が低い町だと思われれます。

すだちの生産日本一の本場に田舎町だそうです。

この町も、2004年に、ケーブルテレビ兼用の光ファイバー網を町内全域に整備致しました。

その間、色々な経過もあったと聞いておりますが、IT企業のサテライトオフィスの進出が相次ぎ、2011年からは、若者を中心に移住をしまして、人口が増えているようであります。

人口が増えたことによって、コンビニが出来たり、食事処が出来たり、町の活性化に

も繋がっているようです。

この上山町につきましては、町おこしの成功例として、有名なところであります。

どちらも最初は何もない町であります。行政が何かを仕掛けることが、こういった良い影響を及ぼしているのかなと思います。

町内外の若者に、奈井江町に興味を持ってもらうためにはどうするか。

色々とお申し上げましたが、今後の町の移住、定住対策について、町長の見解を伺います。

●議長

(10時19分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員の質問でございますが、財政状況の厳しい中での今後の移住、定住対策についてということでございます。

本町における、地方創生の推進にあつては、「新たな・ひとの流れの創出」など4つの基本目標に併せて、町外通勤者をターゲットにした移住・定住等を重点戦略に掲げて、その取り組みが進められております。

特に、平成27年度から取り組んでおります住宅建設助成、中古住宅購入助成などは、町外からの若年、子育て世帯の利用もあり、人口の社会増減などに、その効果を発揮しております。

また、その他の事業と致しまして、空知総合振興局、中空知定住自立圏構想推進会議などと連携致しまして、各種イベント・PR活動など情報発信にも努めております。

人口の増加は、地方交付税における人口ベースの基準財政需要額に直結するほか、若年世帯の増加によりまして、活気ある地域づくりに繋がるものと考えております。

財政状況も勘案して、各種助成に関しては、その負担を軽減するよう、平成30年度予算においても、3,500万円の補助金全額に過疎債の充当を予定しております。

議員のご質問にありますように、情報の受け手は、道内外に広がりを見せている町を知る動機やきっかけも様々であります。

いかに奈井江町の魅力が、関心を持つ方に広く伝わっていくかが大切だと考えております。

住宅政策、あるいは、子育て支援など、行政主導のPR以外にも、農業や企業の取り組み、更には、住民主体のイベントなど、様々な町の動きが、移住・定住に繋がる可能性を含んでいると、私も考えております。

今後においても、個々の持つ魅力を発掘しながら、幅広いツールを活用して、効果的な移住・定住対策となるよう、研究、検討を続けて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

今、先進事例を様々なことが、事例をお話しをされました

そういう所に、私どもも、職員を派遣していきたい、勉強させにいきたい、こういうふうに思いますし、学べるところは実行できるようにしていきたい、こういうふうと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますとところでございます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時22分)

1番大関議員。

●1番

非常に前向きな回答を頂きまして、ありがとうございました。

先日、ゆめぴりかの総会の折に、札幌の企業をやっている女性の社長さんに講演を頂いたんですけども、その社長さんによると、我々は6次産業化について講演をお願いしていたんですが、やはりその社長さんは、ターゲットを絞ることが大事だということをおっしゃって、私どもで作っている、奈井江彗星について、ターゲットを女性に絞るのであれば、瓶を小さくして、横文字にして、炭酸を混ぜるとか、すぐ返答出来るんですね。

色々な場面において、色々な方から力を貸してもらうことが大事かなと思います。

また、最近、新すながわ農協の色々な場面で、農産物が有名になってますけれども、やはり新すながわということで、奈井江町の名前が出て来ないんですね。

なので、ふるさと納税にも影響していると思いますし、色々な場面で農協に協力してもらう際には、是非とも奈井江町の名前を入れて頂くのも一つの手かなと思います。

また、先日、オリンピックで、常呂町の女子カーリングチームが銅メダルを貰いましたけれども、ここの町も非常に人口が4,800人ほどということで、小さな町で、奈井江町より人口の少ない町ではありますが、殆どの方がこのカーリングに携わっている。

小さな町ですけども、カーリングのチームが中学生以上で40チームあるということで、町全体がそれに向かって、非常に、良い方向に進んでいるということもありますので、先ほど町長の答弁に頂いたように、これからも先進地へ行って学ぶというご返答頂きましたけれども、今後もこの定住対策においては、持続可能な、定住対策ということで、あまりお金を投入しなくても、若者が移住してくれるような対策を今後もご検討して頂きたいと思います。

もう一度町長の答弁を求めます。

●議長

(10時25分)

町長。

●町長

今も色々な事例がありました、特に新すながわ農協ということで、奈井江町の名前が出て来ないということでございますので、農協と話し合いを致しまして、是非、奈井江町の名前を出すというお願いをして参りたいと思いますし、今、様々な事例がありま

したが、いずれに致しましても、学びながら、更新していきたいと、こういうふうと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時26分)

1番大関議員。

●1番

大変、前向きな答弁頂きましたので、1点目については、これで終了と致します。

2点目の質問であります。

2点目は、観光の振興についてということで、特に、ないえ温泉と各種イベントの関連についてを質問致します。

ないえ温泉については、平成29年12月1日にリニューアルオープンし、快適で、清潔感のある施設に生まれ変わったところであります。

泉質については、含硫黄ナトリウム単酸水素塩冷鉱泉で、美肌の湯、清涼の湯と呼ばれ、近隣にもなく評判がいいところであります。

閉館時においては、美唄、浦臼等へ流れた客も戻ってきていると聞いております。

今回の指定管理者は、管理、運営能力が高く、安心をしているところでありますが、町全体の観光施設の一つとみれば、行政がしっかりと見守っていかなければならないと思います。

近隣の温泉施設で、集客能力が高いと思われるところは、何かしらの施設の近くに別の観光施設があるように思われます。

例えば、新篠津たっぷの湯でありますと、近くにはキャンプ場であったり、ゴルフ場であったり、道の駅も併設をしております。

美唄のゆ〜りん館におきましても、パークゴルフ場が近くにあって、スポーツを終えてから温泉を利用する人が多いように思うところであります。

奈井江の北の湯につきましては、温泉単体でありますし、今後の周辺開発も、町では、難しいと考えております。

一方で、昨年初となる、さくらを見る催しについては、主催者側も驚く6千人の観光客が来場したと聞いております。

今年についても「第1回ないえさくら祭り」も開催予定で、町も支援する予定と聞いているところであります。

これらの他にも、奈井江町には、産業まつりや、各種冬のイベントもあります。

町内の各種イベントと関連付ける、何かアイデアが必要かと考えます。

例えば、イベントに参加して温泉利用をする時には割引などをつけるなど、何かしらの対策が必要かと思えます。

町の観光振興については、町としての後押しが必要ではと考えますが、町長の見解を伺います。

●議長  
町長。

(10時29分)

●町長

ないえ温泉の再開から3か月が経ち、温泉の再開を待ち望んでいた方や、余暇を楽しむ方など、町内外からのご利用頂いております。

今後も、多くの方々に愛され、ご利用頂くためにも、指定管理者のもと、サービスの充実を図りながら、広くPRをしていくことが、利用者の増加に繋がるものと考えております。

指定管理者におかれましては、これまで積み重ねてきたノウハウを活かしながら、集客に繋がる施設運営を展開して頂いているところでございますが、町民に親しまれる温泉であるためにも、各種イベントと、今お話ございましたが、連携を図っていくことが、大事なことであると考えておりますので、指定管理者の公募における募集要項にも、イベント情報を示し、協力して頂くことを、求めたところでございます。

早速、観光協会に加盟して頂き、また、今年のゴールデンウィークに開催されます「ないえさくら祭り」にも、参画して頂けるとお聞きしておりますが、今後、町の観光振興を図るためにも、産業まつりをはじめと致しまして、各種イベントとの連携、協力について、指定管理者に対し、働きかけて参りたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

また、色々なイベント等の連携ということでございますが、先ほど申し上げましたように、冬まつりがあり、産業まつりがあり、どう連携していくかと、このことを作り上げて、考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます、答弁と致します。

●議長

(10時31分)

1番大関議員。

●1番

ありがとうございました。

特に、再質問致しませんけれども、今日の道新で、大きく奈井江町の温泉のことが記事として載っていましたが、非常に質問しづらかったんですけども、温泉については、今年の4月から、インターネットの予約サイトの受付ですとか5月から露天風呂のライトアップですとか、非常に新しい取り組みをどしどしやっていくようでありますので、それからまた来場者も1カ月7, 500人以上を超えている月がもう既に3か月を超えていますので、年間の来場者数が、このままでいくと9万人10万人というところまでいきますので、非常に安定した経営になるかと思っておりますけれども、やっぱり町としては色々なイベントとタイアップをして、ますますお客さんに来て頂くような対策も必要かなと思っております。

前回、非常に町民の評判を落として撤退をするようなことがありましたので、今後こ

のようなことがないように、行政としてしっかりと監督をしていくことが大事かなと思います。

また、観光の振興について、今後も町として色々と後押しすることを願ひまして、2点目の質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(10時33分)

---

(3. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時33分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、町政執行方針、健康づくりの推進から、心の健康づくり対策について、町長にお伺い致します。

心の健康とは、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であります。

心の健康には、個人の資質や能力の他に、身体状況、社会経済状況、職場の環境、対人関係など、多くの要因が影響し、なかでも身体の状態とところは、相互に強く関係していると言われております。

昨年度、改正自殺対策基本法が施行され、これに基づき、国や地方自治体に、自殺対策計画策定などの取り組みを定めた自殺総合対策大綱が7月閣議決定されました。

大綱では、過労や生活困窮、いじめなどの生きる事の阻害要因を減らし、信頼できる人間関係などの生きる事の促進要因を増やすことで、誰もが自殺に追い込まれることの無い社会の実現を目指すことを基本理念に掲げております。

またこの3月は、最も自殺が多い月であり、自殺対策強化月間に位置付けられており、いち早く支援の手を差し伸べる必要があります。

我が国の年間の自殺者数は、7年連続で減少しているものの、2016年には2万1,897人も尊い命が失われております。

主要7か国の中でも、我が国の自殺率は最も高い数値になっており、特に深刻なのが若い世代で、2015年15歳から39歳の年代で死因の第1位が自殺となっております。

一人の命が失われることの重さは言うまでもなく、家族や周りの人の悲しみや、生活上の影響も計り知れません。

まさに非常事態です。

自殺死亡率を減らすための重点施策として、職場でのメンタルヘルス、パワハラ対策、引きこもりや児童虐待、性犯罪、ひとり親家庭の支援充実、産後うつ予防強化などがありますが、どれも本当に多岐にわたる問題に繋がります。

特に、自殺総合対策大綱に、若年層への対策強化が位置付けられ、SOSの出し方に関する教育の推進や、SNSを活用した相談体制の構築が盛り込まれました。

このSNSの活用では、昨年10月に、神奈川県座間市でSNSに自殺願望を投稿した9人の若者が殺害されるという残忍な事件が発覚したことから、この3月より、再発防止策として、SNSによる相談事業が厚労省により実施されております。

人が自殺に至る過程は、大変複雑化しております。

自らを追い込み、深刻化してしまう前に、SOSを出せるように、そしてそのSOSをきちんと受け止めることが出来るよう、心の相談窓口の役割は重大であります。

そこで、昨年施行された自殺対策計画の策定にあたっては、どのようなメンバーで取り組まれているのか。

また、相談窓口が、どの程度機能しているのか。

利用者数、相談件数も含めて、町長にお伺い致します。

●議長

(10時38分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問でございますが、

1点目は、自殺対策計画策定の取り組みの進捗状況についてということでございますが、平成28年、自殺対策基本法が改正されまして、全ての都道府県及び市町村が、平成30年度末まで、計画を策定することが義務付けられました。

本町におきましては、第2次奈井江すこやかプラン21の重点事業のひとつであります、こころの健康の中で、自殺予防対策を位置付けておりまして、現在、計画の推進にあたり、町内の各関係団体の代表者や町民で組織する、すこやかプラン策定町民委員会や、役場の関係部局での検討委員会の中で、こころの健康に関する取り組み内容の検討や評価を行っております。

また、町内の事業所にお集まりを頂き、職域保健推進連絡会議を開催し、メンタル面を含めた健康づくりについての課題や対策等について、意見交換を行っておりまして、町民、地域、職場、行政が一体となって、こころの健康の推進に取り組んでおります。

30年度に向けた計画策定にあたっては、現計画であるすこやかプラン21を基本と致しまして、国が示す策定ガイドラインや、北海道が策定する計画との整合性を図りながら、進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

2点目の相談窓口の機能と利用者数についてでございますが、悩みを抱える町民が気

軽に相談でき、こころのケアに繋がるよう、保健センターでは、随時相談対応しております。相談者の状況に応じて、訪問、面接、電話相談を行っております。

平成28年度の利用者数は、延べ524件となっております。年々ニーズが高まっている傾向にあります。

個別に丁寧な対応を心掛け、対応しております。

こころの悩みを抱え、相談できずにいる町民も潜在している可能性もあることから、引き続き、相談窓口の積極的な周知と、きめ細かい対応を進めながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して参りたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

●議長

(10時42分)

7番笹木議員。

●7番

今ほど町長の答弁にもありましたけれども、近年本当に自殺する方が増えている。

交通事故は、新聞報道とか様々ニュースに出ますけれども、自殺って出ません。

でも、本当に交通事故の3倍という部分も聞いております。

今、奈井江町で、今どの程度のこころの健康づくりに対して頑張っておられるのかなという思いで相談をさせて頂いたんですが、この自殺対策の策定では、様々な方たちが関わりをもって、すこやかプランを中心に今、策定にあたっているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、ちょっと一つ驚いたのが、保健センターでの、相談窓口での件数ですね。

524件。

本当に、本当に多いんだなと思ひました。

保健師さんが、面接、訪問、電話も含めて、524件の対応をしておられるということでもありますので、その524件で、大変な状況に反対に保健師さんの方があるんじゃないかなという、ちょっと心配する部分もありますけれども、この524件の相談も、かなり本当に多岐に渡ると思うんです。

こころの相談ですから、ただ、家のことからいえば、幅も広いですし、すごい大変な多岐に渡る相談の中から特に深刻な状況であるということ、この524件の中から見極めるということが、難しいんじゃないかなというふうに思ひます。

いずれにしても、その中で、深刻な状況にあると判断された場合に、専門機関などに繋げていくことが、極めて本当に大事なことで、それも、迅速にという部分を考えると、本当に極めて重大で、大事なことだと思うんですが、この非常事態、専門機関などに繋げていかなければいけないなといった場合に、どのような施設、またどのような方法で、その大変な状況を回避していくのかという部分が分かりましたら、是非伺いたいと思ひます。

●議長

(10時45分)

町長。

●町長

今お話ございました524件ございまして、その内容について、あまりにも多いということではびっくりされているようでございますが、また、相談内訳につきまして、申し上げたいと思いますが、うつ病や統合失調症などの精神患者からくる症状への対応、精神苦痛の聞き取り、生活習慣に関わる注意点についての対応が多く、他に就労などの社会復帰、就労継続に向けた相談、アルコール依存度や閉じこもりなどの相談に対応しております。

相談後の保健センターの対応と致しましては、訪問、面会、電話などによる継続的な支援を心掛け、個別に丁寧な対応を行っております。ケースによっては、保健所、専門医療機関や、障がい福祉担当である福祉係などと連携を図りながら、必要に応じて、就労支援事業などのサービス事業所へ繋げるサポートを行っているところでございます。

今、どういうふうに繋げるかというお話がございましたが、これでよくお分かりかと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(10時47分)

7番笹木議員。

●7番

本当に町長の答弁をお聞きしまして、524件の中から、本当に重大な状況の中を、今、聞いただけでもそうですよね。

うつから統合症、精神的なもの、就労、アルコール、子供の問題で悩む、様々が問題があるんでしょうけれど、その中から、本当に丁寧にあって頂きながら、いち早く、訪問、面会、面談等々も含めて、対応して下さっていることに本当に感謝しますし、これからも、自殺という最悪の状態にならないように、大変でしょうけれども、是非、今後も頑張ってくださいという思いがありますので、よろしくお願い致します。

次の質問に入らせて頂きます。

次に、教育行政執行方針から、学校教育の充実について、教育長にお伺い致します。

次代を担う子供たちが、夢と希望を持ち、自分の目標に向かい、生き生きと元気に成長して行くことは、町民全ての願いであります。

その目標を達成し、社会にはばたくためにも、学校教育の充実には、大きな役割があると考えます。

知識を一方向的に教えることになりがちであった教育から、子供たちが自ら学び、自ら考える教育への転換を目指し、バランスのとれた教育のもと、豊かな人間性とたくましい体を育てていく教育には、基礎・基本を一人一人が確実に身に付け、これらの学習を通じて、豊かで多様な個性も育まれるのではないのでしょうか。

多面的に、今後ますます難しくなることが予想される学校教育のあり方について、今

回の質問では、学校教育の充実について、数点、教育長にお伺いを致します。

始めに、公設塾の開設について、お伺い致します。

学習塾は、小学校・中学校の放課後や休日に、学力の補強や学習の補助を行う教育施設であります。

近年、学習塾に通う子供が多くなっている一因に、ゆとり教育の不安感があるとも言われ、また、ゆとり教育の結果、塾へ行かない子供との学力の格差が、ますます広がることを危惧するとの見解もあります。

家庭での学習時間が、いまだ伸びない現状は、教育に携わる皆さんの悩みでもあり、親の悩みでもあります。

家庭学習の習慣を付ける目的にも大きな役割を果たすと思われるこの度の、公設塾の開設は、新年度の施策として大きな期待をしているところです。

学力を上げたい、苦手な科目を克服したい、自分に合った勉強法を見つけたいなど、勉強に関する悩みはそれぞれです。

子供たちが目標と希望を持ち、日々の学習に、より挑戦できる環境づくりの一環になることを期待し、お伺い致します。

現在の中学生・小学生で、塾等利用している生徒数が何人いるのか。

また、施策である公設塾を、どの頻度で利用出来るのか。

利用期間は、どのように計画しているのか。合わせて、塾の委託先、先生の依頼について、お伺い致します。

次に、英語教育の推進について、お伺い致します。

昨年3月、幼稚園、小学校、中学校の新学習指導要領が示されました。

この学習指導要領の改定により、2020年度から小学校5・6年生で行われていた、外国語活動に代わり、正式な教科として英語が導入されます。

今回の改定では、外国語活動の開始は小学校3・4年生からと前倒しになり、5・6年生は教科として英語を学ぶこととなります。

これまでの外国語活動は、指導助手とアクティビティを楽しみながら、英語や海外の文化に親しむことが目的でした。

今回の改定で大きく変わるところは、積み上げを意識し、前に習ったことを使って言えることや聞いてわかることを増やしていくことです。

特に、大きな違いは、文字の学習が入る点です。

アルファベットが書ける、読めるなど読み書きの基礎も入り、評価の対象にもなると思います。

これに伴い、中学校での英語のレベルも当然高いものになると考えられます。

新学習指導要領を見ますと、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、活用できる技能を身に付けるとあります。

要は、目的や場面、状況に応じて考え方を理解し、表現したり伝え合ったりすることが出来る力を養うことです。

今回この質問で、改めて英語教育の難しさを痛感しましたし、移行期になるこの間の重要性も感じたところです。

これまでの教員が、何を教えるかという観点から、児童生徒が学びを通してどのような力を付けるのか、そして、その力をどのように活用できるのか、授業の方法も変わると考えられます。

単に知識中心の教育ではなく、対話する力、協力する力を学びの中で育むという重要な役割を担うのが、教員の皆さんです。

移行期になるこの間、教職員の授業力向上に向け、どのような対応をしていかれるのか、お伺い致します。

教育センター等で開催される特別講座の参加啓蒙について。

町としての研修会出前講座の要請について。

外国語指導助手の活用の強化について、お伺い致します。

次に、道德教育の推進について、お伺い致します。

文科省は、小学校は本年度、中学校では来年度から、道德の時間を、特別の教科 道德に変更し、より力を入れていくこととしております。

円滑な社会生活を営むためのルール・マナーを身につけ、善悪の判断を行う必要があるとされております。

いじめなどの重大な問題も少なくない今日、道德教育の必要性は高まっていると考えられます。

戦後日本は大きく変化しました。

グローバル化や情報通信の進展、少子高齢化など、社会は激しく変化していることに伴い、様々な課題も生まれ、人として求められる資質も変化してきております。

昔はなかった情報モラルに関する指導もその一つです。

携帯電話、スマートフォン、インターネット等の普及が急速に進む中で、小さな画面が世界中にリンクしていることを理解しないまま利用する子供が増えております。

結果、書き込みによる誹謗中傷やネットいじめが多発するなどの課題が生まれており、時代に即した指導の必要性も高まっております。

この度の道德の教科化という革命で、学校全体がどのように変化していくのか注目すると共に、家庭や地域社会の中でも、子供の道德性を育む取り組みに力を尽くしていかなければいけません。

これらを総合的に考えると、今後、道德教育は極めて難しいと考えますが、今ある道德の教育との違いを、教職員が何を基本に、どのような教育を進めていくのか、お伺い致します。

以上、学校教育の多岐にわたりの質問になりますが、教育長にお伺い致します。

●議長

(10時55分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

只今、笹木議員より、学校教育の充実についてに関する3点、公設塾の開設について、英語教育の推進について、道徳教育の推進について、それぞれご答弁申し上げたいと思います。

まず1点目の公設塾の開設についてでございます。

全道の状況と同じく、本町の子供たちにおきましても、テレビを見たりゲームをしたりする時間が長い一方、授業以外の勉強時間が少ない実態があります。

家庭学習の充実を図る上で、大きな課題となっております。

加えまして、それを補完すべき学習塾も町内にはございません。

そのようなことから、家庭学習の定着を目的として、公設塾の設置を企画をさせて頂いたところでございます。

ご質問の小中学生の学習塾等の利用者数につきましては、平成29年度の学力・学習状況調査の数値によりますと、本町の場合、小学6年生では37人中7人で18.9%、中学3年生では41人中18人で43.9%となっております。

いずれも、全国全道平均を下回っている状況でございます。

次に、現在予定しておりますのは、中学生を対象に開設をし、土曜日の午後の時間帯を使用させて頂き、文化ホールを会場に6月から11月上旬の期間で、中学1年生、2年生は隔週、中学3年生は毎週で、科目を数学と英語の2教科と考えているところでございます。

塾の委託先につきましては、道内で複数の公設塾の実績のあるところへ、お願いをし、講師1名を派遣して頂く考えでございます。

また、塾へ通っているとの意識付けをするため、一般家庭にあっては、テキスト代金を年額2教科で4,320円、準要保護、生活保護世帯にあっては半額の2,160円を予定をさせて頂いております。

以上、公設塾につきまして、説明を終わらせて頂きたいと思っております。

次に、2点目の英語教育の推進について、ご答弁申し上げたいと思っております。

まず、ご質問の教職員の実践的な授業力の向上に向け、どのような対応をするのかということでございます。

小学校では、30年度、外国語の前倒し授業が始まることから、現在、道教委主催の研修はもちろん、外国語の校内研修を実施しているところでございます。

また、空知教育センターにおきましても、30年度、小学校の外国語に関する特別講座が予定されており、積極的に受講するよう、私の方からも学校長に示達をさせて頂いているところでございます。

更には、必要に応じて、出前講座を活用した校内研修や、文科省においてもインターネット動画を活用した教職員向けの講座も開設していく予定とお聞きを聞いているところでございます。

あらゆる機会を捉え、実践的な授業力の向上に努めて参りたいと考えているところでございます。

外国語指導助手の活用の強化でございますが、本町では2校で1人の外国語指導助手という恵まれた環境でございます。

これまでも、小学校には、週に1度の配置をしておりましたが、小学校・中学校の希望する実数を満たした中で、協議をさせて頂いた中で、平成30年度からは、小学校に週2日の配置を予定をしているところでございます。

英語教育の推進につきましては、以上、終わらせて頂きたいと思えます。

続いて、3点目の道徳教育の推進についてでございます。

ご質問の教職員が、何を基本に、どのような教育を進めていくのかということでございます。

新学習指導要領において、道徳につきましては、小学校では平成30年度から、中学校にあっては平成31年度から、特別の教科と位置付けられています。

いじめ問題への対応の充実や発達段階を踏まえ、体系的なものとする観点から、改善が図られたところでございます。

変更点の1つと致しましては、検定教科書ができ、教科書を中心に授業展開されることでございます。

2つ目の変更点につきましては、「読む道徳」から「考え、議論する道徳」への転換であります。

発達の段階に応じて、答えが1つではない道徳的な課題を、1人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合うことが示されているところでございます。

今後は、多様で効果的な指導方法への改善が求められ、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れ、それらの活動を通じて、学んだ内容の意義などについて、子供たちが考えることができるようにする指導を行うこととなっております。

3つ目は、本教科となることから評価を実施するところでございます。

評価は、記述式で行い、子供の考えが良いか悪いかではなく、年間や学期などのまとまりの中で、子供の変容を見取っていく評価ということでございます。

道徳のあり方につきましては、基本的には大きく変わるものではございませんが、新たな学習指導要領では、発達段階ごとに、善悪を判断し、社会生活の決まりを守る、高学年では伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する等の記述が、新たに記述されたところでございます。

学校にとりましては、新たな評価など、初めての対応も出て参ります。

今後とも引き続き、校内研修や各研修を受講し、しっかりと児童生徒の道徳性を育成していきたいというふうに考えております。

いずれに致しましても、平成30年度からは、学習指導要領の移行期間となります。

教育委員会と致しましても、学び漏れのないよう、各学校へ指導をして参りたいと考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時03分)

7 番笹木議員。

● 7 番

多岐に渡っての質問でありましたけれども、1点1点、教育長の方から分かりやすく説明を頂きまして、ありがとうございます。

今、答弁を頂く中で、ちょっと再質問という形でさせて頂きたいのですが、まず大変、私も公設塾ありがたいなと思っています。

私の周りにも塾通いをさせている親御さんがおりますし、部活が終わったり、学校帰って来てから塾行って、JRの時間に合わせて帰って来るとなったら、帰宅がもうすごく遅くなったりという部分もあったり、時には送り迎えしたりということで、この町の中に、公設塾が出来るということは、私自身も嬉しいし、ありがたいなという思いがあります。

利用頻度も、今、答弁頂きましたけれども、これからスタートをする、当然、1年2年の中で、スタートをして、評価をしてということになろうかと思いますが、特に大事なと思われる中学3年生が、週1ですか、6月から11月、先にことになろうかと思うんですけども、是非、この利用頻度も、良い評価が出ることも期待しますし、今後またこの頻度が、回数が上がることも、是非、良い評価が出た時には、十分な検討をして頂ければと思います。

英語教育ですけれども、今ありました、教育センターで特別講座、私も教育センター議会に行っているんですが、年に数回参加者30名なんていう、あまりにも少なくて本当にびっくりしたんです。

特に、今ありました出前講座、校内研修ですね、これを実現して頂ければありがたいなと。

特別講座の場合でしたら、出られる先生の数も当然限られますし、町内で、校内で、研修して頂くことになると、1人でも多くの先生が、また、様々な講座の中で、色々な部分を身につけて頂きたいというのがありますので、これは希望として、お伝えをしていきたいと思っています。

道徳教育、今、答弁がありましたけれど、何を基本に、算数とか国語とか、書いて知識的に教えることは、割と容易に出来るかもしれないんですが、私この特別の教科、道徳って出た時に、本当にこれは難しい、先生として難しい課題だなというふうに思ったんです。

自分の子供に、自分の孫に、どう道徳を教えていくかとなると、大変難しいなというような実感があったんですよね。

今、何点かお聞きしたんですけれども、最後に、総合的にですけれども、英語、道徳、大きく教育のあり方が本当に変化していくという状況にあります。特に、英語教育の小学校5年生6年生を担当、この春から担任になる先生方はどんなことを思っているのかなと思いつつ、私も質問原稿を書かせて頂いたんですが、この変化していく教育のあり方に、現場の教職員の皆さんがどのように、捉えられているのかなというのが、教育長の見解としてありましたら、伺いたいと思います。

●議長  
教育長。

(11時07分)

●教育長

まず、最初に、公設塾につきましては、お話どおり、これから取り組みをさせて頂くということでございます。

特に、中学校で、今現在、独自で実施をしておりますアンケート調査もございませし、全国学力学習状況調査のデータを、今後、見させて頂きながら、今度も検証をしていきたいというように考えてございますので、なにとぞご理解を頂きたいと思ひます。

次に、特に、今回の新学習指導要領に基づいて、大きく変更した道徳、それから特に小学校での外国語事業に対する、特に現場の教職員の思いといひますか、考え方はどうだというようなご質問だと思ひますが、まず、道徳につきましては、確かに、新たな評価、検定教科書を使うだとか、そういった新たな取り組みはございませが、ただ、実質年間の授業実数35時間には変わりございませし、基本的には、教師と致しましては、大きく変わるものではないという認識はしてひると、聞いてはございませ。

やはり外国語の対応でございませ。

今現在、5年生6年生につきましては、特に、外国語活動ということで、英語に慣れ親しむというような対応といひますか、教えをしてひますが、これが、検定教科書をもって、そして、評価をしていくということで、正直いひまして、小学校の教師については、初めての授業を担当するということで、当初は戸惑ひがあったというふう聞いてございませ。

そのようなことから、私も、空知教育センターで、教育委員もさせて頂いてひますので、教育委員会の中で、是非とも、現場の教師がある意味、不安を感じてひるといふことから、是非とも小学校の英語教育の関する研修を是非とも、他の委員もそうでしたけれども、お願いをしたいといふことをさせて頂いたところでございませ。

教職員、今後とも、研鑽を積んで、よりよきものにすると、今現在、努力してひますので、なにとぞご理解を頂きたいというように思ひてひます。

以上でございませ。

●議長  
7番笹木議員。

(11時10分)

●7番

どの施策も現場で携わる、町民のために携わる皆さん方が本当に大変な努力をして進めていくといふことは、本当にありがたいと思ひてひますし、私も町民の一人として、協力できることを最大限に協力をしながら、いきたいものだと思ひてひます。

とにかく、この教育の部分では、大きく期待をしつつ、また是非、先生方にも、頑張って頂きたいという思ひもあひますので、よろしくお願ひします。

質問を終わります。

●議長

以上で、笹木議員の総括質問を終わります。  
ここで11時20分まで休憩を致します。  
よろしくお願いを致します。

(休憩)

(11時11分)

---

(4. 5番三浦議員の質問・答弁)

(11時20分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
引き続き、総括質問を行います。  
5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

今回は、町長と教育長に大綱2問質問致します。  
まず始めに、町民の暮らしの向上に向けて、町長と教育長に質問します。  
生活保護の扶助基準見直しによる町民生活への影響について、町長に質問します。  
今年度は5年に1度の生活扶助基準の見直しの年となっておりますが、政府は「一般低所得世帯の消費実態と生活保護基準額との乖離を是正する」として、最大5%、平均1.8%の引き下げ、扶助費総額は年間210億円、そのうち国費分160億円を引き下げるとしました。

前回の平成25年の最大10%、平均6.5%、総額890億円、うち、国費は670億円に続く引き下げで、2回合わせて総額1.100億円の引き下げになります。

今回は、奈井江のような地方の町村では、比較的変動は少ないものの、子育て世帯では引き下げになっています。

基準引き下げによって、今までと収入は同じでも、保護からはずれる世帯が生まれ、その世帯が新たに低所得世帯の消費実態を押し下げ、生活保護基準額との乖離を産み出すことになり、これでは、いつまでたっても問題が解決しないどころか、1月31日に起こりました、生活困窮者の支援を目的とした共同住宅「そしあるハイム」の火災や、1月6日に発見された、新聞報道は最近でしたけれども、札幌中央区の82歳の母親と52歳の娘さんの衰弱死のような悲惨な事件が増えるのではないかと心配です。

また、各種の子育て世帯を応援する施策や、高齢者を地域の力も借りて見守っていこうと頑張っている自治体の努力をなんとと思っているのかと歯がゆい思いです。

そこで、今回の基準引き下げについて、町長の見解をお尋ねします。

続いて、就学援助との関係で、教育長に質問します。

平成25年の見直しでは、国は、子育て世帯への影響をできるだけ小さくするという観点から、年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者については、生活保護基準の見直し以降も、引き続き、国による補助の対象とするとし、生活保護を受けていない世帯で、町が、年度当初、経済的理由により就学が困難と認めた小中学生の保護者に対し、学用品などの支給を行う就学援助については、生活扶助費引き下げ後も、補助の対象とするとして、今に至っています。

今回の見直しでは、この点がどうなるのかという点について、教育長に質問します。

●議長

(11時24分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えしたいと思いますが、生活保護の扶助基準見直しによる町民生活についてということでございますが、国は、生活保護を受けている方と、保護を受けていない、一般の低所得世帯との均衡を図ることから、生活保護扶助基準額の見直しを行うとしております。

国が示している見直し案の概要では、都市や地方など、地域ごとに定めた生活扶助基準額の見直しをはじめと致しまして、母子加算などにおける基準額や内容の見直し、大学等進学への一時金創設など、様々な見直しとともに、現行の基準額より引き下がる場合においては、減額率を5%以内に留め、平成30年から3カ年に渡り段階的に実施する予定としております。

こうした見直しにより、多人数世帯や都市部の高齢単身世帯など、基準額は下がる場合がある一方で、地方の母子世帯や高齢者世帯では、引き上げとなる場合も見受けられます。

しかしながら、まだ改定後の生活扶助基準が明らかになっておらず、受給資格基準をはじめと致しまして、住宅や水道料、保育料、更には、保護基準を使用している地方単独事業などへの影響は、不明確な状況でございます。

今後、影響などを見極め、民生児童委員や社会福祉協議会とも連携を図りながら、町が実施している支援等について判断して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

高齢者や低所得者が多い過疎の町においては、住民生活や地方自治へ大きな影響を及ぼすものがありますが、町村会や道などを通じながら、国へ要請して参りたいと、こういうふうに思っているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長  
教育長。

(11時28分)

(教育長 登壇)

●教育長

只今、三浦議員のご質問ございました、生活扶助基準見直しに関する就学援助について、お答えを申し上げたいと思います。

就学援助につきましては、子供の未来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困難な家庭の小中学生が平等に学校生活を送るための制度と認識をさせて頂いているところでございます。

当町の就学援助の適用基準につきましては、生活保護基準の1.3倍未満とさせて頂いているところでございます。

なお、平成25年において、生活保護基準の引き下げが行われましたが、本町におきましては、文科省の通達に基づきまして、それ以降の認定におきましても、引き下げ前の生活保護基準を適用させて頂いているところでございます。

また、平成30年度、来年度におきましても、従前の認定基準に基づき、実施をさせて頂きたいと考えておりますが、それ以降につきましては、文部科学省の通達を待って、改めまして検討して参りたいと考えてございますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時29分)

5番三浦議員。

●5番

就学援助の関係につきましては、決定がまだだということなので、できるだけ子供の貧困を解消していくという点で、進めて頂きたいと思います。

町長に再度、質問致します。

生活保護につきましては、他もそうなんですけれども、申請主義ということで、本人から申し出が出ない限り、検討もされないというところに、私は大変、困難があるなというふうに思っています。

このように、生活保護の基準が下がりますよということが、報道などで知らされると、ますます自分は保護にかからないのではないかとというふうに思い込んでしまう方たちが増えてくるんじゃないかと思っています。

本町は、市とは違って、役場では受付だけということなんですけれども、本町の受付をされている職員の方たちにはいつも丁寧な対応で、適切な対応をして頂いているというふうに感じております。

ただ、やっぱり初めから諦めているという人を、なんとかしなければならぬという

ふうと思うんですが、出来るだけ、生活保護を受けることは恥だとか、それからバッシングですね、色々なバッシングで、例えば周りの人からなんとされるかというようなことを懸念して、保護申請に至らないという方たちが、まだまだ沢山いると思いますので、補足率が、全国の補足率から見ても非常に低い、奈井江町が低いのではなくて、全国的に低い状況から見て、そういう人たちがまだまだいらっしゃると思うんですよね。

ですから、生活保護はこんなような中身で、いつでも誰でもご相談下さいということ、どんどん広報して行って頂きたいというふうと思うんですが、その点について、いかがでしょうか。

●議長

(11時32分)

町長。

●町長

今、お話ございましたが、三浦議員の指摘、その通りだと思いますから、申請主義でございますから、そういう点で、誤解している面もあると思いますので、自分は受けられないということがあると思いますので、広報等を通じまして、徹底していきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上でございます。

●議長

(11時33分)

5番三浦議員。

●5番

是非、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、心の健康づくりと人権教育について、質問致します。

私たちの意識の中には、性別は男と女だけ、恋愛の対象は異性と決まっているという典型的な考え方が根強く、そうでない人々、例えば、女性の同性愛者、男性の同性愛者、異性でも同性でもどちらでも恋愛の対象になる人、更に、トランスジェンダーと呼ばれる、からだと心の性が一致しない人など、いわゆる、性的マイノリティの方たちが肩身の狭い思いで生活せざるをえなかったり、あるいは差別や偏見のために、ありのままの自分を肯定できなかつたりしている実態が、当事者たちの声で、最近特に、語られるようになってきました。

電通や博報堂といった民間の調査機関による調査では、このような性的マイノリティの方は、日本では8%の割合とされています。

奈井江町の人口に換算すると、5,500人の人口がいるとして、この中に440人のこういう方たちがいるということになるんですが、これが、多いと感じるか少ないと感じるかは、色々だと思うんですけれども、この件に関しては、都市部も地方もあまり

差はないという調査結果にもなっていますので、この性的マイノリティを巡っては、アメリカの連邦最高裁判所が、2015年に、同性同士の結婚、いわゆる同性婚ですけれども、それを認めない州の法律は憲法違反だとする判決を出しました。

オーストラリアでは、昨年、同性婚を認める法律ができるなど、大きな変化が生まれています。

日本でも、2015年に、国会で超党派の議員連盟ができ、性的マイノリティ対策を議論する場ができました。

産業界でも、多様性を重視した企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」として、まだまだ数が少ないとはいえ、性的マイノリティの活躍支援をしている企業を大臣表彰するというようなことにもなってきています。

行政の段階でも、東京・渋谷区では、同性カップルを、結婚に相当する関係と認定する、男女平等及び性多様性を尊重する社会を推進する条例ができ、2015年4月から施行されました。

また、条例までいっているかどうかは別にして、同様の動きは、東京・世田谷区、三重県の伊賀市、札幌市などにも拡大し、他の自治体にも広がっています。

いずれにしても、性的マイノリティであることを理由に、肩身の狭い思いを強いられたり、職場や学校で嫌がらせを受けたり、職場や就職で不利な扱いを受けるなどの人権侵害が起こらないよう、性的マイノリティへの理解を深める取り組みや、相談窓口の周知が必要かと思いますが、この点について、町長の見解を伺います。

続けまして、教育長に、教育現場における性的マイノリティへの理解と対応について、質問します。

性同一性障害、トランスジェンダーというんだそうですけれども、それについて、テレビドラマで最初に取り上げられたのは、2001年の金八先生シリーズだったのではないかと思います。

俳優の上戸あやさんが演じた、体は女性なのに心は男性という転校生を、担任の金八先生や養護教諭を中心に、学校としてどう受け入れるか、また、同級生がそのことをどう理解し認めていくか、ここが丁寧に描かれ、実話をもとにしたドラマだったということもあり、かなり重いテーマだったと記憶しています。

最近では、性的マイノリティが登場するマンガやドラマも増えてきましたが、相変わらず、バラエティなどで、からかいの対象とするテレビ番組もあります。

性同一性障害の当事者のお話では、かなり小さい時から自分の性に違和感があった、思春期になって、男らしい体、女らしい体になってきた時の、より深刻な悩み、それを誰にも相談できず抱え込んだり、また、それを誰にも知られまいとする苦しみが半端ではないことが語られています。

性的マイノリティをめぐる問題は、普段、公然と語られることのない性意識や性行動に関わる事柄であり、当事者がカミングアウトしなければ事態が表面化しないために、気が付きにくい性質を持っています。

8%ということは、40人学級に3人位いる確率です。

もしかしたら、人に知られないように気を使っている子供がいるかもしれないという

前提で、性についても、多様であっていいんだよという理解を広げ、悩みがあれば、相談に乗るよという情報を、子供達や保護者に発信し続ける取り組み必要だと思いますが、この点について、教育長の見解を伺います。

●議長

(11時40分)

町長。

●町長

三浦議員の2点目の質問でございますが、性的マイノリティに対する理解と対応についてでございますが、性的マイノリティについては、いじめや差別、偏見に繋がるなど、大きな社会問題として捉えられているところでございます。

私もよく承知しているところでございます。

現在、国においても、こうした悩みを抱える人への偏見や差別を、人権問題として捉え、性的マイノリティに対する正しい理解を深め、悩みを抱える人が安心して生活できる環境づくりを推進するため、対応を検討されております。

本町においては、保健センターのこころの健康相談窓口を開設致しまして、広報やホームページ等で周知を行い、様々な相談を受ける中、相談内容に、性的マイノリティの要素があった場合、より適切な対応ができる相談窓口を紹介するなど、対応しているところでございます。

今後も、相談体制の充実、正しい知識の周知、関係機関との連携に重点を置き、性的マイノリティへの偏見や孤立を防ぐことを目指しながら、こころの健康や人権問題の一つとして、必要な情報の提供、啓発活動に取り組んで参りますので、ご理解を頂きたいと思えます。

以上でございます。

●議長

(11時42分)

教育長。

●教育長

三浦議員よりご質問のございました、教育現場における性的マイノリティについての理解と対応についてということで、ご答弁申し上げたいと思えます。

性的マイノリティとされる児童生徒の対応につきましては、平成27年4月に、文部科学省より、きめ細やかな対応を実施するよう通達がなされたところでありまして、翌28年4月には、教職員向けのマニュアルも配布をされているところでございます。

当町の実態と致しましては、現在のところ、該当する児童生徒の報告はございませんが、いかなる理由があっても、いじめや差別を許さない生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台、そして第一歩というふうに認識させて頂いているところでございます。

また、教職員が、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることも、

また、当然のことでございます。

学校では、どのような悩みを持っている児童生徒に対しましても、日常観察や普段の対話、教育相談、家庭訪問等を通じまして、小さな変化への目配りを致しまして、児童生徒、または保護者が安心して相談ができるよう、努めているところでもございます。

今後、性的マイノリティとされる児童生徒又はその保護者から相談があった場合、担任など1人で抱えることなく、スクールカウンセラーの関わりはもちろんでございますが、サポートチーム、学校内でサポートチームを作るなど、組織的に取り組むことが大切というふうに考えているところでございます。

また、本町では、学校関係者、教育委員会、保健師等で組織するケース会議が、有効に機能しておりますことから、必要に応じまして、これら関係機関とも連携をして、支援して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時44分)

5番三浦議員。

●5番

町として、保健センターこちらの相談窓口を通して、相談を受け付けるということでしたけれども、この問題は、特に、人に知られたくないということがあるので、なかなか自分から相談にいくという、そのところが難しい問題だと思いますので、色々な方たちの気づきを相談の方に繋げるようなシステムがあるので、それが有効に活用できるようにお願いしたいと思っております。

教育長に1点、再質問したいと思っております。

今ほどの答弁のように、奈井江町としても様々な、この性的マイノリティだけじゃなくて、様々な悩みを持った子供さん、それから保護者に対して、気づいて相談にのるというシステムが出来ているということは分かりました。

ただ、私、自分は高校の教師しか経験がないので、小学校で中学校でどうなのかなということ分からないんですけれども、やっぱりそういう子はいました。

だけれども、高校生ぐらいだと、隠しちゃうんですね。

多分、小学校、中学生ぐらいだったら、もう隠しちゃうというふうに切り替えが出来なくて、かなりもやもやしているという子供たちがいるのではないかなというふうに思うんですけれども、それで、高校なんかでもこの先生には言えるけれども、この先生には言えないみたいなのがあって、それで生徒もそれを選んでいる。

この先生にいったら、どこかに相談窓口みたいな所に連れていってもらえるかなというような、そういう安心感がある先生、養護教諭の方が多かったんですけれども、そういうこともありますので、小学校の中でもどんなことでも、言ってきたらまずは受け入れるよという、そういう先生方の姿勢が大事なのかなと思うんですけれども。

特にこの問題については、教員が気が付くかどうかというところがすごく大事なところだと思うんですね。

それで、最近は、マイノリティの方たち自身が色々なところで講演をしたり、研修会の講師として呼ばれたりということも、道内でもあちこちでやられていますので、是非、当事者の声を聴くような研修会に参加して頂くとか、奈井江町に来て話して頂くとか、当事者の声を大事にするというところを行って頂きたいなと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

●議長 (11時48分)  
教育長。

●教育長  
三浦議員からご質問ございました、要は、教職員の理解度を高める取り組みということで、認識をさせて頂いております。

これにつきましても、今後とも学校が、直接対応致します学校側とも十分、相談をさせて頂きながら、考えさせて頂きたいというふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長 (11時49分)  
町長。

●町長  
それでは、質問にお答え致したいと思いますが、住民生活の中でそれは大変申告しづらいところがございます。

非常に難しい面がございますが、同時に住民生活の中で、気づく人もいると思いますが、それが気付かれた人に、相談出来るように、出来るだけの人材を育てていきたいと、こういうふうに思いますので、実績としては、平成27年度は、実績ございませんが、29年度は1件ございまして、そういうことも対応しなければいけないとこういうふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長 (11時50分)  
5番三浦議員。

●5番  
対応される保健師の方が中心になると思うんですけれども、それから対応する教職員の方たちは、色々なことが分かってくると対応しなければならないものが数がどんどん増えていって、大変だろうと思うんですけれども、町民の生活、子供たちのこころの健康を守るためにも、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の総括質問を終わります。  
ここで1時00分まで昼食休憩と致します。

(昼休憩) (11時50分)

---

(5. 6番森岡議員の質問・答弁) (13時00分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

6番森岡議員。

(6番 登壇)

●6番

それでは、通告にしたがいまして、平成30年度町政執行方針に対し、大綱3件、町長に質問をさせていただきます。

1つ目は、第6期まちづくり計画の推進に係る、後期5カ年の実施計画の策定ということに関して伺いをします。

今回の質問については、時期的にまだ早いのかなという思いもありましたけれども、自分の思いの中では、次期にかかわる後期5カ年の実施計画は、これからの奈井江町の町政運営に関し、非常に重要になるものとの認識の中で、質問をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

第6期まちづくり計画が、新年度より4年目となり、前期5カ年の実施計画も残すところ、あと2年となりました。

前期5カ年の実施計画につきましては、執行方針でも述べられているように、地方創生における奈井江版総合戦略との連動を図りながら、定住促進対策や子育て支援を含めて、大いに成果が上がっていることに敬意を表する次第でありますし、今後も着実な推進を期待するところであります。

第6期まちづくり計画で掲げた3つの基本目標や5つのテーマを遂行するためにも、色々な状況を踏まえた中で、慎重に、後期5カ年の実施計画策定を進めていくことが重要なことではないかと思っております。

振り返って、色々と調べてみますと、この第6期まちづくり計画、これは基本構想の策定でありますけれども、策定にあたりましては、策定方針を定めてから、職員による策定委員会やプロジェクトチームでの何回か回を重ねる検討をされ、役場庁舎内、全庁での調整があり、同時に住民参画として、まちづくり町民委員会や町民グループワーク、また様々なアンケートや、町政懇談会での意見交換等を踏まえて策定されており、議会に提案されるまで、改めて本当に丁寧に、そして時間を掛けて、色々と意見を聞きながら、慎重に進めて頂いていたのだなということを改めて感じております。

また、関わった職員の皆さんには、同時に、基本構想の実現に向けた、財政推計を考慮しながら、前期5カ年の実施計画づくりに取り組まれたことと思われ、本当に大変な作業だったのだろうなと思っております。

平成32年度からの取り組みとなる後期5カ年の実施計画策定につきまして、昨年の第3回定例会における一般質問でも、新たに示されました平成31年までの財政推計に基づいて、後期5カ年実施計画への影響ということで質問もさせて頂いております。

まちづくり計画の最終年度であります、基本構想ですけれども、平成36年度に向かっての事業計画でありますので、基本的には、前期事業の継続が主になるとのよう思っておりますけれども、冒頭申し上げたように、自分の思い、考えとしては、この後期5カ年計画の実施計画は、私はこれからの奈井江町にとって、本当に重要な位置づけになると考えております。

事業の検証や様々な検討事項を踏まえますと、新年度の後半から年度末にかけて、準備や作業に着手されていくのではないかなと思っておりますけれども、後期5カ年の実施計画策定までの、現段階における、手法や手順、スケジュール等についてお伺いを致します。

●議長

(13時04分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問でございますが、第6期まちづくり計画の推進ということでございますが、平成27年度からスタート致しました第6期まちづくり計画については、10年間の基本構想に、3つの基本目標と、5つのテーマによる主要施策を整理致しまして、これまで計画の着実な推進に努めて参りました。

前期計画の策定では、計画が開始される前の年の平成26年5月から、担当課内部の議論を開始致しまして、併せて係長職のプロジェクトチームや課長職による策定委員会により、議論を行っております。

また、広く町民の意見を聴くために、町民グループワークなどを経て、町政懇談会、子ども会議などにおいて、ご意見を伺って原案を作成し、議会に提案をさせて頂いたところでございます。

平成30年度以降の、後期計画の策定事務にあたっては、10年間の基本構想を土台と致しまして、前期計画を検証しながら、準備を進めますが、まずは、行政内部で、策定の方向性、スケジュール等の検討を始めて参ります。

また、同時に、国の政策、制度、地方財政対策の見通しなどを確認するとともに、町の個別計画との整合、新たな課題の抽出などを進めて参ります。

更には、町の財政状況に応じた行財政の効率化を並行して検討するなど、平成30年度には、次年度の議論のたたき台となる資料作成が必要と考えております。

こうした事前の準備を進めた上で、平成31年度、住民参加による議論を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂くよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時07分)

6番森岡議員。

●6番

只今、後期5カ年の実施計画策定におけるスケジュール、また手法等につきまして、町長から答弁ありました。

それで、新年度の内には、十分内部で議論をされて、これからのスケジュールや、一番重要なのは、財政の見通しだと思いますが、国の方針を色々検討しながら、十分、煮詰めた中で、30年度中には資料を作っていきたい。

そしてその後は、年度を超えてからは、色々な様々な意見を聞きながら、まとめていきたいという答弁でありましたので、作成等につきましては、手順につきましては、理解をしたいと思います。

再質問についてなんですけれども、僕が、なんで今この質問するか、そして、この後期の5カ年を、私がどういう位置付けで考えているか、ちょっと心配なことも僕は思っております、本来でありますれば、質問の全文に、もり込みたかったんですけど、ちょうどやってる時、昨日、緊急招集がありまして、夜中3時間半以上、家を留守にして、ちょっとその後できませんでしたので、今からこの後期計画に対して考えていること、ちょっと懸念されていることとお話したいと思っておりますので、そのことについて、後期5カ年実施計画における町長の見解を今一度伺いたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

自分がこの後期5カ年計画が本当に重要だなと思っているのは、先ほど言った通りなんですけれども、まずこれは今から言うことは、そんなこと当たり前だろうと町長思うと思うんですけれども、言わせて頂きます。

まず、やはり実施計画の策定においては実施事業でありますから、当然、財政的な財源の裏付けが絶対条件ですよ。

それで、先ほど町長答弁ありました国の地方財政の状況を見通しながら、きちっと財政推計を立てる、これが本当に一番僕は重要なことだなと思っています。

取り組む事業によっては、先ほど大関議員の質問の答弁にもありましたように、例えば、定住対策や住宅、そういうソフト事業においても、今、過疎対策ということで、過疎事業で対応できるところもあるということは、分かっているんですけれども、他の過疎債、有利な起債を使うとするのであれば一定の枠がある話でありますから、やる事業はやはり慎重に選別していかなければならないんだらうと思っています。

財政的なこと申しますとこれも当然のことだと言われますけれども、経常的な収入と、経常的な支出、更に、他会計の繰り出しも含めて、全体のバランスを見極めるということが、本当に重要だなというように思っています。

今、財政的な話ですけど、後期5カ年の実施計画、これは、財政の裏付けが必要ということは、冒頭申し上げましたとおりですけど、当然ながら5カ年のきちっとした財政推計が伴わなければならないということは、これは当然のことだと思います。

それで、先ほども申し上げましたけれども、10年後のまちづくり計画、基本計画を成し遂げるために向かって、前期実施事業をやっていきます。

当然、地方創生と総合戦略とも絡んでおりましたけれども、ということ踏まえると、基本的には、前期事業の継続が主に検討されるのではないかなと、僕は思っています。

ただ、昨年第3回定例会で、前期の最終年度になります31年度の基金の状況等を質問させて頂いておりますが、今定例会の補正で若干向上するような状況ではありませんけれども、これはあくまで単純な考えとして、聞いて頂きたいんですけども、もし今前期の事業を全く同様な形で、後期5カ年ずっとやったとしたら、最終年度一般会計がどんな推移をするのかなと考えた時には、ちょっと懸念する部分もあるのかなと自分では思っています。

ちょっと古い話ですけど、私は平成15年、この議会に出させてもらいました。

当時、皆さんご存知だと思いますけれども、小規模な自治体は厳しくなるよというよな話の中で、ちょうど市町村合併に関する協議の真っ最中でしたよね。

更には、三位一体改革へ交付税がどんどん減らされるような、大変な状況の時でありました。

それで我が町では最終的に住民投票という道を選択して、単独でいこうということで、自律プランを作って、みんながそれぞれ痛みを伴う改革に取り組んで、頑張ってきたから、今の奈井江があると思っておりますが、今、感じている思いとしては、その時のような、将来的な厳しさをちょっと感じております。

それは心配しすぎだよというんでしたら、そのように言って欲しいですけども、ただ、町長、その頃より本当にうれしく思うのは、下水道事業とか、一般会計における起債がすごく計画的に返済頂いて、本当に計画的な財政運営をして頂いたなということで、そこはもうガクッと落ちております。

多分計画以上落ちていると思うんですよ。

その辺は、プラスの効果だと思っております。

そのようなこと、全体を僕が考えると、この後期5カ年の実施計画ということについては、よりきめ細かく事業の優先順位を見極めて、事業を選別していかなければならないんじゃないかなというように思っています。

特に、平成33年から35年、後期の真ん中辺りですか、他会計の繰り出しにおいて、一般会計の負担が増える、ぐっと増える時期があるんですけども、それは、お互いの会計の中で解決していく話だと思いますけれども、更に、後期の最終年あたりには第7期まちづくり計画の策定が控えているということも踏まえると、改めて、この第7期まちづくり計画へ繋げる財政推計を含めた今後5カ年の実施計画については、これから奈井江町にとって本当に将来を決める重要な取り組みとなる期間でないのかなという認識で僕はおります。

そこで冒頭申し上げましたように、私、若干懸念、不安に思っていること、それから

この後期5カ年の実施計画に対して、こういうことがあるから、僕は重要だというように思っているんですけども、そこについて、ちょっと大きくなりますけれども、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

●議長

(13時16分)

町長。

●町長

今、森岡議員から貴重な意見を頂きました。

確かに過去においては厳しさ、今も厳しいですが、厳しい財政期日を守らなければいけないという、平成14年15年だと思いますが、それを乗り切ってきた。

そして、町民にみんなオープンにしながら、ご協力を頂いた、その轍を学んで、乗り切っていきたいとこういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

財政が厳しい状況の中で、確かであるが、現状をしっかりと捉えながら、また町がもつ能力を発揮しながら、町民が共に、力を合わせて地域づくりに向かっていきたいと、こういうふうに思っております。

基金の減少などは、行政の効率化、選択、優先順位をつけるなど、後期計画策定では、財政の健全化に向けて、更に突っ込んだ議論、アイデアが必要になると考えておりますので、ご協力ほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

●議長

(13時17分)

6番森岡議員。

●6番

1問目に関しては、再質問もすごく幅が広がったんですけども、今、町長から本当に僕も是非そうやって頂きたいなという思いとほぼ同様のご答弁を頂きましたので、この件に関しては、そのように進めて頂きたいということで次の質問に入らせて頂きます。

質問の2つ目、町立国保病院の経営健全化ということについてであります。

町立国保病院の経営健全化の取り組みにつきましては、改革プランを含め、本当に何度となく、自分でもしつこいなと感じるぐらい、ここで一般質問等をさせて頂いておりますが、重要なテーマとの思いでありますので、よろしく申し上げます。

現在、町立国保病院では、昨年改定された、奈井江町立国民健康保険病院・新改革プランに基づいて、地域での公立病院としての役割を果たしながら、経常収支の改善に努め、目標では、平成36年度での黒字化を目指して、様々な取り組みに鋭意努力されていることは理解をしております。

昨日、病院事業会計の補正予算もありましたけれども、平成29年度の決算見込みで

は、改革プランの推計を、良い方に上回る結果になりそうだという事は、これは担当から聞いております。

これも、医師や職員、皆さんが同じ目標に向かって、みんなで努力を頂いているおかげだと思っておりますし、この改革プランも、順調なスタートを切ったというような形で、スタート出来たというように思っております。

新年度につきましては、改革プランのとおり、一般病床を医療療養病床と変更する病棟の再編等、新たな取り組みも始まる重要な年度となりますが、病院経営の基本となる、診療報酬、更には、薬価改定等が、新年度新たに示されております。

これは本当に、社会的要因、外部の要因ですけど、社会的要因とでも申しますか、その辺の影響も若干懸念されるところであります。

そこで、新年度より実施される、診療報酬、薬価改定等の概要と、今後の病院経営に与える影響ということについて、合わせまして、今年度より拡充される糖尿病外来の取り組みについて、町長にお伺いを致します。

●議長

(13時21分)

町長。

●町長

2点目の質問でございますが、森岡議員の町立国保病院の経営健全化ということでございますが、1点目の診療報酬改定の概要と影響についてでございますが、平成30年度診療報酬改定は、人生100年時代を見据えた社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築や制度の安定性、持続可能性の確保などの基本的視点を持って議論されました。

改定率については、診療報酬本体が0.55%のプラス、薬価については1.65%のマイナス、材料価格が0.09%のマイナスで、実質1.19%のマイナス改定となりました。

診療報酬の算定に係る施設基準については、今後、国から通達が発出される予定であるため、現段階で具体的な影響をお答えすることは難しい状況であります。

現在分かっている情報の中では、当院が4月より転換を予定している療養病棟の看護配置基準が現在より厳しくなることや、薬価の引き下げなどが、収益性の低下に影響するものと考えております。

しかし、今回の診療報酬改定では、地域包括ケアシステムの構築に向けた加算などが新設又は充実されており、かかりつけ医機能や介護連携の取り組み、在宅患者への対応などが評価されることから、施設基準等を十分に確認し、算定可能なものに積極的に取り組むなど、収益の確保に努めて参ります。

2点目の糖尿病外来の拡充についてでございますが、当院の糖尿病外来は、現在、木曜日の午後診療としており、北海道大学の医局から医師の派遣を受けて診療しておりますが、丁寧な症状の確認など、問診に時間を要するため、糖尿病予備軍を含めた新たな患者を診察する時間を十分に確保することが難しい状況となっております。

このため、北大医局と糖尿病外来の充実について協議し、4月より、従来の木曜午後診療に加えて、金曜の午前にも同様の診察を頂けることになりましたので、新患の受け入れや、予約患者の待ち時間短縮など、患者サービスの向上に繋がるものと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時24分)

6番森岡議員。

●6番

只今の病院の経営に関する質問として、2点の部分について答弁を頂きました。

再質問になるかどうか分かりませんが、病院経営について色々自分なりのことも含めてお話ししたいと思いますけど、特に今、冬期間、立場上、病院に来る件数は多いんですけど、入院患者数が安定的に維持されているということも聞いておりますし、特に、これは、医師との連携が重要なことですが、ご理解を頂いているんだろうと思います。医療区分の高い患者さんの割合をなんとか増やそうということで、収益向上のために努力を頂いていることは、よく聞いてます。

結果が多分、決算の時に出て来るんだろうというように思いますけれども、それで、改革プランにも出ていました、この費用経費の削減というのは、今までも本当に出来る限りのことをやってきた中で、なかなか限界にもう近いのかなというような自分も見方をしてます。

少しずつということで、委託料とか材料費、薬価とか本当に乾いたぞうきん絞るような努力も頂いていることも、分かっております。

ただ、改革プラン通りに、もちろん進めて、安定経営を目指して、36年度にはなんとか黒字化ということを目指して頂きたいんですけども、特に、31年から、計画上は、実質収支の方がマイナス、3年間ぐらいでしたか、その時に、何とか頑張っただけで本当に病院経営を上向けるような努力を、どうすればいいのか僕は分かりませんが、担当と病院の職員含めて、本当に努力を頂きたい。

今までの努力は当然理解している上で、無理なお願いかと思えますけど、このことを申し上げたいと思います。

それと、今、2つ目の糖尿病外来の話、これすごく大事なことだと思います。

年代からいけば、僕も検査を受ければ、予備軍になるかと思うんですけど、やはり、糖尿病って色々聞きますと、他の病気を併発したら、すごい重症化するんですね。

そのことを考慮するとやはり糖尿病にならないための予防線を張るというのは、予備軍的な人を本当の病気にさせないということは、医療費のこともありますし、本当に大切なことだと思いますけれども、このためには、色々検診もしていかなければならないということも思います。

是非、糖尿病の重要さ、大変さ、病院では、皆さんを重症化しないための予防線で頑張るということ、大いにアピールして頂きたいと思うんですけども、その件に関し

てだけ、病院についてお伺いします。

●議長

(13時29分)

町長。

●町長

今、お話ございましたが、削減、削減で限界にきているのではないかとと思いますが、ただ、出来るだけ、経費を削減しながらいくというのが建前でございますので、ご協力のほどお願い申し上げますところでございます。

更には、病院建築費平成35年まで、義務負担しなければいけませんけど、36年から、それぞれ建築費に加算されるということはないと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げますところでございます。

それから、糖尿病患者で予防が一番大事でございます。

そういうことを徹底しながら、保健、医療、福祉全般的に捉えながらやりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

(13時30分)

6番森岡議員。

●6番

病院経営についての質問は以上だと思いますけど、町長、本当に削減に努力して、経営努力しているの、本当に僕身に染みて分かってますから、そのことは理解して下さい。

では、今日最後の質問、今日、僕でオーラスですから、今日で、これの最後の締めということでもありますので、よろしくお願いします。

最後の質問については、こちら回目ですか、ないえ温泉の改修についてということについて、またお尋ねしたいと思います。

ないえ温泉につきましては、執行方針にも示されてましたように、昨年12月の再開以来、多くの利用者が訪れまして、待ちわびていた町民からも、本当に喜びの声が聞かれます。

丁度、年末の忘年会や新年会等の行事が行われる時期でもあったということもありまして、私の聞く限りでも、町内の様々な団体が利用されてるということ、利用された、利用するんだよということは、本当に沢山の団体の方から聞きました。

オープンしたばかりですから、当然といえば当然の結果なのかもしれませんが、町長が思っていたような、温泉の順調なスタートがきれたんじゃないのかなというように思っておりますし、私も喜んでおります。

それで、先ほど大関議員の質問でありました、今日の道新に7千人が続いている、入館者数という非常に嬉しいニュースが出てたということ、今日、朝、新聞見る暇なかったもの、帰って昼に見たら本当に、もう一つ雨竜かどこかの温泉出てましたけど、大きくないえ温泉のことが、あれは素晴らしいPRになると思います

けれども、本当に良かったなと思ってます。

そのことは、短い期間に関わらず、再開までの準備に携わった職員さんや、当然、改修工事を請け負った業者さん、更には、自主努力もされた管理者には敬意を表したいと思います。

ないえ温泉には、これからも、町民の健康保持やコミュニティの場として、更に町を代表する観光施設としての役割を果たすべく、安定した運営がなされることを大いに期待をしているところであります。

そこで、ないえ温泉の改修ということに関しましては、昨年も総括質問させて頂いておりました、再開までの大規模改修で賄えない部分についてということでも聞いたんですけれども、町長のその時の答弁が、改修する箇所については、年次計画を立てて、まちづくり計画にも当然のせていくというような答弁を頂いており、合わせて、これから、必要な、改修をしなければならないなということについては、当然今の管理者の方とも、協議がなされているのかなというように思います。

そこで、新年度につきましては、屋上の防水、更には、エアコン等の改修ということで、4,250万円が計上されておりますが、次年度以降の施設改修における年次計画について、お伺いを致しますので、よろしくお願いします。

●議長  
町長。

(13時34分)

●町長

森岡議員の3点目の質問でございますが、ないえ温泉の改修、今後の施設改修における年次計画についてということのご質問でございますが、平成29年度に実施しました大規模改修工事につきましては、老朽化が進んでいる施設・設備について、その緊急性や、必要性を勘案するとともに、年次的な改修の実施も視野に入れ、改修を行ったところでございます。

指定管理者においても、自らの費用負担によって、外壁塗装のほか、改善センター大研修室など、多くの箇所の改修を行って頂いたところでございます。

今後の施設改修における年次計画であります。平成30年度は屋上防水とエアコンの改修等を実施するほか、平成31年度には、浄化槽の改修と源泉送水ポンプ等、経年劣化による設備機器の更新等を予定しております。

平成32年度以降につきましては、屋根の葺き替え、塗装のほか、暖房、消防設備の更新等の改修が必要と認識しておりました。改修箇所・時期につきましては、緊急性や財政状況等も考慮しながら、後期まちづくり計画の策定時において、検討して参りたいと考えております。

施設改修の実施にあたりましては、利用者が、安全で快適に利用できる施設に向けて、指定管理者とも連携を図りながら進めて参りますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時37分)

6番森岡議員。

●6番

今、町長から答弁頂いた温泉改修の年次計画、これは、去年の総括で聞かせて頂いた改修部分について、年次を立ててやって頂くということで、それは本当にいいことだと思います。

ただ、どうしても突発的な部分が、発生する可能性がある、ちょっと心配しているんですけども、その辺も含めて、今後の推移の中で調整を頂きたいと思っておりますけれども、やはり残っているこの暖房と給排水、それから、屋根等というのは、自分なりに考えると100万単位では終わらない工事なのかなと思っておりますが、それで前回も聞いたとおり、施設の改修については、有利な公共施設の整備長寿命化計画に対応する過疎債の活用ということをしていきたいというように、去年答弁されておりました。

ただ、その中でちょっと自分なりに心配するのは、温泉だけの話じゃなくて、体育館や公民館も、他の施設も含めて、やはり改修、当然していかなければならない部分があるという認識の中では、やはり温泉とその周りの公共施設の活用について、緻密で本当に町民の必要度を勘案しながら、優先順位をきちっと見極めてやっていくことが重要だと思っているんですけども、その点に対して、町長の答弁お願い致します。

●議長

(13時39分)

町長。

●町長

今、お話あったように、公共施設全てそうでございますが、今後、計画を緻密にしながら、計画的にやっていきたいと思っております。

優先順位をきちっとしながら、計画的にやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願い申し上げたいと思っております、答弁に代えさせていただきます。

終わります。

●議長

以上で、森岡議員の総括質問を終わります。

これで、総括質問を終わります。

(13時39分)

---

日程第3 議案第28号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時39分)

●議長

日程第3、議案第28号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)」を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3月9日付けの追加の議案書をご覧を頂きたいと思います。

議案書155頁、議案第28号でございます。

「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,027万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金3,000万円を追加し2億1,611万6千円、歳入合計が同様に3,000万円を追加し56億4,027万5千円とするものであります。

歳出、8款土木費3,000万円を追加し6億6,970万2千円、歳出合計が同様に3,000万円追加し56億4,027万5千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、排雪作業に係る追加費用の計上でございます。

先般2月8日付けで専決処分をご承認を頂いたところでございますが、以後、昨日までに2mを超える降雪があり、排雪費用の更なる追加が必要になったことから、予算の補正を行うものでございます。

それでは、歳出より説明致しますので、159頁をお開き下さい。

下段の歳出、8款2項1目の道路維持費で、除排雪に係る委託料3,000万円を追加をし、掛かる費用につきましては、その同額を財政調整基金から繰入をするものでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第28号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第29号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時43分)

●議長

日程第4、議案第29号「損害賠償請求事件の和解について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の106頁をお開き下さい。  
議案第29号「損害賠償請求事件の和解について」  
札幌地方裁判所で係争中の損害賠償請求に係る訴訟事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の及び13号の規定により、町議会の議決を求める。

平成30年3月9日提出、奈井江町長。

記をご覧を頂きたいと思いますが、事件名が、札幌地方裁判所平成28年損害賠償請求事件であります。

2の当事者であります、原告の方が2名、被告が奈井江町となっております。

3の事故の概要であります、平成25年8月28日、奈井江町老人総合福祉施設やすらぎの家に入所をしていた女性が、施設内でのトラブルにより死亡したことについて、平成28年8月25日、原告が3,282万5,555円の金員の支払いを求める訴訟

を提起をしたであります。

4として、和解の概要を記載してございます。

(1) 奈井江町は、原告らに対し、本件解決金として合計600万円の支払義務があることを認める。

(3) 町は、入所女性が、死亡したことについて遺憾の念を示す。

次頁をご覧を頂きたいと思いますが、(6)原告ら及び町は、原告らと町との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らかの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とするというような内容でございます。

以上、議案第29号について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第30号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時46分)

●議長

日程第5、議案第30号「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（地域交流センター）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の162頁をご覧ください。

議案第30号「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（地域交流センター）」

次のとおり奈井江町地域交流センターの指定管理者の指定期間を変更したいので町議会の議決を求める。

平成30年3月9日提出、奈井江町長。

記と致しまして、現行の指定期間「平成25年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成31年3月31日まで」に変更するものでございます。

合わせて、議会資料の追加分をご覧を頂きたいと思います。

54頁をお開き下さい。

一番下段の3、変更の理由について、説明を申し上げます。

町が指定管理者である団体に対して、指定管理業務のために使用を許可していた施設用地の一部について、原状回復及び町への返還に関して時間を要するとの申し出があったことから、原状回復及び町への返還のための猶予期間を与えること等のため、当初の指定期間を1年に限り延長しようとするものでございます。

以上、議案第30号について、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

大矢議員。

●8番

只今、議案の説明がありました。

このことは、町長の政治的判断のもとにご努力頂いた結果として受け止めております。また1年間の延長に対する、延長する理由については、理解をしたところでございます。

そこで、平成31年度以降の指定管理者の公募に対する考え方、また時期など、どのように考えているのか、今後の進め方について伺います。

●議長

ふるさと商工観光課長。

●ふるさと商工観光課長

只今の矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

31年度以降の指定管理者の公募の仕方ということでございまして、その時期、また募集の概要ということかと思いますが、公募の時期でございますけれども、他の施設の例でいきますと、夏から秋頃にかけて公募を行っていくということになると考えられます。

それと、募集の概要についてでございますが、地域交流センターは、指定管理者制度導入から一貫して一般公募をしており、新年度内における選定も、一般公募で行っていくものと考えてございます。

また、平成28年度からは、寿公園、体育施設、温泉と続けて、町外も含めた一般公募を行ってきており、この地域交流センターも同様と考えているところでございます。

指定管理業務に関する町としての基本的な考え方は、これまでもありましたけれども、地場産業の普及振興、障がい者の社会参加、「道の駅」としての観光施設というコンセプトを、引き続き軸にし、時代に合った施設の設置の効果が最大限に発揮されるように配慮しながら、募集要項の作成等、選定事務を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

●議長

8番大矢議員。

●8番

基本的な考え方は分かりました。

1年間、政治的判断でやるわけですがけれども、まず相手があることで、今回もなかなかけりがつかなかったということで、これきちっと相手方に履行してもらわなかったら、このことは出来ないわけですがけれども、その辺、町長、どう進められますか。

●議長

町長。

●町長

約束事ですから、ペーパーに書いてありますから、その通り実行してくれると信じています。

それだけです。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

おはかりします。

議案第30号については、3月5日に設置された予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第30号については、3月5日に設置された予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました、議案第30号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月15日までに審査が終わるよう、期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第30号については、3月15日までに、審査が終わるよう、期限を付けることに決定しました。

---

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日から15日までの6日間を、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月10日から3月15日までの6日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会と致し

ます。

なお、16日は、10時00分より会議を開会します。

本日は、どうもご苦労さまでした。

(13時52分)

平成30年第1回奈井江町議会定例会

平成30年3月16日(金曜日)

午前10時00分開会

○ 議事日程(第3号)

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第12号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について  
(地域交流センター)

議案第 7号 平成30年度奈井江町一般会計予算について

議案第 8号 平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第 9号 平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第10号 平成30年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第11号 平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

第 3 議案第15号 美唄奈井江都市計画奈井江町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

第 4 議案第16号 奈井江町課設置条例の一部を改正する条例

第 5 議案第17号 奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 6 議案第18号 奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第20号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 8 議案第21号 奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例

第 9 議案第22号 字の名称及び区域の変更について

第10 議案第23号 空知中部広域連合規約の変更について

第11 議案第31号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)

- 第12 議案第24号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
 議案第25号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
 議案第26号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
 第13 会議案第1号 議員の派遣承認について  
 第14 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について  
 第15 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について  
 第16 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員（9名）

|    |          |    |         |
|----|----------|----|---------|
| 1番 | 大 関 光 敏  | 2番 | 竹 森 毅   |
| 3番 | 遠 藤 共 子  | 4番 | 石 川 正 人 |
| 5番 | 三 浦 きみ子  | 6番 | 森 岡 新 二 |
| 7番 | 笹 木 利 津子 | 8番 | 大 矢 雅 史 |
| 9番 | 森 山 務    |    |         |

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

|           |   |     |     |
|-----------|---|-----|-----|
| 町         | 長 | 北   | 良 治 |
| 副 町       | 長 | 相 澤 | 公   |
| 教 育       | 長 | 萬   | 博 文 |
| 会 計 管 理 者 |   | 小 澤 | 克 則 |
| まちづくり参事   |   | 碓 井 | 直 樹 |
| 健康ふれあい参事  |   | 小 澤 | 敏 博 |
| くらしと財務課長  |   | 馬 場 | 和 浩 |
| まちなみ課長    |   | 大 津 | 一 由 |
| おもいやり課長   |   | 松 本 | 正 志 |
| ふるさと商工課長  |   | 横 山 | 誠   |
| ふるさと創生課長  |   | 石 塚 | 俊 也 |
| ふるさと農政課長  |   | 辻 脇 | 泰 弘 |
| 教育委員会事務局長 |   | 山 崎 | 静   |
| 町立病院事務長   |   | 杉 野 | 和 博 |
| 代表監査委員    |   | 中 野 | 浩 二 |
| 農業委員会会長   |   | 千 徳 | 信 行 |

○欠席した者の氏名（なし）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂  
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（10時00分）

---

## 開会

### ●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名致します。

---

## 日程第2 9議案一括報告

### ●議長

日程第2

議案第12号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第13号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第19号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第30号「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（地域交流センター）」

議案第7号「平成30年度奈井江町一般会計予算について」

議案第8号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第9号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第10号「平成30年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第11号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、9議案を一括議題とします。

9議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年度予算審査特別委員会のご報告を致します。

去る、3月5日及び9日の平成30年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案4件、予算議案5件の審査を行うため3月12、13日の2日間にわたり、特別委員会を開催し慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、全9議案につきましては、いずれも原案通り全会一致をもって可決されました。

平成30年度においては、人口減少が進むなか、移住・定住対策や子育て支援、保健、医療、教育など、各部門の充実を含め、官民連携による新たな地域包括ケアの充実、農業や観光への支援など、本町の特徴を活かし地域が一体となった施策の総合的な展開、予算編成の工夫に対し、心より敬意を表するものであります。

奈井江町発展、町民の暮らしの向上に向けて、社会情勢や財政状況を勘案しつつ、第6期まちづくり計画を基に、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、各種計画などが着実に推進されるよう期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会で付されました、主だった意見要望をご報告致します。一般会計では、1点目として、人事評価制度についてであります。

人事評価制度の導入は、自治体職員として多様化・複雑化する課題に対応し、効果的で効率的な職務の遂行や、使命感や目的意識を高めるとともに、職員の資質向上や、より良い職場づくりに繋がるよう期待するものであります。

人事評価制度がより機能するための基準や研修などを通して、職員が理解を深め町民の期待に応える運用がされるよう努めていただきたい。

2点目として、地域のつながり支え合いについてであります。

超高齢社会が急速に進む中、町民が安心して暮らしていくため、また地域全体で在宅生活を支えるため、関係機関との連携、情報共有、とりわけ社会福祉協議会の充実、連携が必要です。

社会福祉協議会に対する支援充実を図りながら、奈井江町にふさわしい地域のつながり支え合いの取り組み強化と着実な推進に努力願いたい。

3点目として、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、現在コミュニティーカフェを主体に活動してします。

隊員には、本町のまちづくりに積極的に参画し、地域を変える力として期待するものであります。

複数の採用に向けて募集を継続しているところでありますが、多くの隊員が関わることにより、その効果が高まるものと考えられ、複数採用が早期に実現するよう努力願いたい。

4点目として、地域交流センターについてであります。

地域交流センターの指定管理期間を1年に限り延長することについて、指定管理者から今後提出される事業計画の確実な実行の下、道の駅としての利便性や地域の活性化にも効果があることなど、魅力ある施設づくりに努力願いたい。

5点目として、観光の名所づくりについてであります。

一つ目として、ないえ温泉については、昨年12月にリニューアルオープンして以来、町内外から多くの方々で賑わっているところであります。

指定管理者が持つ民間のノウハウを活かし、老朽化した施設・設備の計画的な改修の実施、利用者に親しまれる運営等、町民の健康保持とともに、観光施設としての役割を果たされるよう努めていただきたい。

次に、にわ山森林自然公園では、これまで育ててきた絶景な桜が立ち並び、展望台から見下ろす眺望も素晴らしく、30年度にはセンターハウス、展望デッキの補修が実施されます。

同公園を活用し、観光協会が主催する「第1回ないえさくら祭り」への支援が行われることにより、桜の名所として多くの方が訪れ、ないえ温泉等と相まって、奈井江町の観光スポットとして一層賑わうことを期待するものであります。

6点目として、放課後学習、公設塾についてであります。

これまでの小学生放課後学習支援に加え、新たに中学生向け公設塾の開設に取り組まれることを評価するところであります。

両事業は、子ども達の家庭学習の定着とともに、学習のサポートとして貴重な学びの機会を提供することで、基礎学力の向上に大きな成果が見込まれます。

より多くの子ども達に利用され、期待される支援となるよう学校との連携、より良い指導者の確保に努めていただきたい。

次に、国民健康保険事業会計についてであります。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が市町村とともに運営を担うこととなり、本町の国保税率については、運営移行後の推移を慎重に判断することから現行同様とし

たところであります。

被保険者、国保税の減少等厳しい財政運営が見込まれる中、基金残高の推移や北海道の運営方針などを充分検討され、中長期的な展望に立ち健全な運営に努めていただきたい。

次に、町立国保病院事業会計についてであります。

地域の安定した医療体制、病診連携の推進、サービス付高齢者向け住宅の運営など地域医療の確保、経営改革に努力されていることに敬意を表するところであります。

町立病院は地域医療に重要な役割をはたしている中、医療需要の変化や患者数の減少に加え診療報酬改定など、依然として厳しい経営環境にあります。

昨年策定された新病院改革プランにおける、地域に必要な医療体制を確保するとともに、経営の効率化など、病院事業の更なる健全化に向け努力願いたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において、出された意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会報告と致します。

---

## 議案第12号の討論・採決

(10時11分)

### ●議長

議案第12号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 議案第13号の討論・採決

(10時11分)

●議長

議案第13号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第19号の討論・採決

(10時12分)

●議長

議案第19号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第30号の討論・採決

(10時12分)

●議長

議案第30号「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（地域交流センター）」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第7号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第7号「平成30年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 議案第8号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第8号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 議案第9号の討論・採決

(10時14分)

●議長

議案第9号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第10号の討論・採決**

(10時14分)

●議長

議案第10号「平成30年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第11号の討論・採決**

(10時15分)

●議長

議案第11号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第3、議案第15号「美唄奈井江都市計画奈井江町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

最終日となります定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から議案の説明をして参りたいと思います。

議案書NO2の133頁をお開き下さい。

議案第15号「美唄奈井江都市計画奈井江町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例」

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、建築基準法の一部改正に伴いまして、文言の整理を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案第15号の内容について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第15号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第4、議案第16号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の134頁をお開き下さい。  
議案第16号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」  
平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正について説明を申し上げますが、第1条中のまちづくり課の所管事項に、新たに、地方創生に関する事項を追加をし、ふるさと創生課を削る条文の改正となっております。

今回の改正につきましては、ふるさと創生課を、まちづくり課に統合をし、本年4月

より、まちづくり計画及び地方創生総合戦略を一体的に管理進めていくために、組織機構を見直すものでございます。

以上、議案第16号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第5、議案第17号「奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の136頁をお開き下さい。

議案第17号「奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例」

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律におきまして、個人情報の定義に関して、従来、氏名、生年月日、その他の記述により、個人を識別することができるものとされていた内容につきまして、電子データによる個人情報の記述等に関して、条文の整理が行われたため、法律に沿って、本条例を改正するものでございます。

以上、議案第17号について、説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時20分)

●議長

日程第6、議案第18号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の138頁をお開き下さい。

議案第18号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、国民健康保険の被保険者で、住所地特例の適用を受けていた者が、後期高齢者医療保険制度に移行した場合、引き続き、住所地特例の適用を受けられるという、国民健康保険法の改正に伴い、本条例の改正をするものでございます。

以上、議案第18号について、説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時22分)

●議長

日程第7、議案第20号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の142頁をお開き下さい。

議案第20号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、国の第7次地方分権一括法において、平成30年の4月から施行されるもののうち、本町に関連のある2つの条例について一部改正を行うものでございます。

始めに、奈井江町営住宅条例におきましては、認知症や社会的弱者への対応として、事業主体である町が収入調査を行い、家賃決定等を行う改正を行うものでございます。

次頁の143頁をご覧頂きたいと思いますが、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例におきましては、法改正による対応条例の整理を行ったところでございます。

以上、議案第20号の概要について、説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第8、議案第21号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の144頁をお開き下さい。

議案第21号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、平成30年度が3年に1度の固定資産評価替えの年であることから、固定資産税及び都市計画税の第1期目の納期を1カ月遅らせるため、特例条例を制定するものでございます。

以上、議案第21号について、ご説明を申し上げました。

よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第9、議案第22号「字の名称及び区域の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書145頁をお開き下さい。

議案第22号「字の名称及び区域の変更について」

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、道営農地整備事業で、平成26年度より実施をしてきた京極南地区の圃場整備事業の換地処分にあたり、当該事業施工後の区画等に合わせ、字の名称及び区域を、次頁の別紙のとおり変更しようとするものでございます。

議会資料の9、18頁から20頁に該当致しますが、そちらの方で変更箇所をお示しをさせて頂いておりますが、区画整理後、1つの圃場で字名が複数存在する場合について、その形状に合わせて字界(あざかい)の変更を行おうとするものでございます。

以上、議案第22号について、説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第22号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第23号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第10、議案第23号「空知中部広域連合規約の変更について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書147頁をお開き下さい。  
議案第23号「空知中部広域連合規約の変更について」  
平成30年3月5日提出、奈井江町長。  
本案につきましては、空知中部広域連合規約において、1点目として、介護保険法の改正による文言の整理を行ったほか、2点目として、国保事業の都道府県化に伴う文言の整理を行いたく、本町を含む関係6市町の議決を求めるものでございます。  
以上、議案第23号について、説明を申し上げました。  
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第31号の上程・説明・質疑・討論・採決**

●議長

日程第11、議案第31号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3月16日付で追加NO2ということで配布をしてございます議案書をご覧頂きたいと思います。

頁番号と致しましては、163頁になります。

議案第31号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,027万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月16日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、15款道支出金2,000万円を追加し6億5,245万3千円とし、歳入合計同様に2,000万円を追加し56億6,027万5千円とするものであります。

歳出、8款土木費2,000万円を追加し6億8,970万2千円、歳出合計が同様に2,000万円追加し56億6,027万5千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、町が受託をしている、道道の管理に関わるものですが、例年を大幅に上回って、降雪をした排雪費用について、北海道と協議を行い、追加補正を行うものでございます。

それでは、歳出より説明を致します。

167頁をお開き下さい。

下段の歳出、8款2項1目の道路維持費で、委託料2,000万円を追加し、その財源については、全額歳入の欄に記載の北海道からの委託金としてございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第24号から第26号までの一括上程・説明

(10時32分)

●議長

日程第12、議案第24号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、議案第26号までの「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

以上3議案を一括議題とします。

一括議題の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、定例会最終日、大変ご苦労さまでございます。

議案第24号から26号までの公平委員会委員の選任につきまして、同意を求めることについて、一括ご説明申し上げます。

148頁をお開き頂きたいと思います。

議案第24号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

公平委員会委員の任期が平成30年3月31日で満了となるため、林裕章氏を選任致したく、町議会の同意を求めるところでございます。

150頁をお開き頂きたいと思います。

議案第25号、同じく、石僚二氏を選任致したく、町議会の同意を求めるところでございます。

152頁をお開き頂きたいと思います。

議案第26号、同じく山口俊哉氏を選任致したく、町議会の同意を求めるところであります。

平成30年3月5日提出、奈井江町長。

各委員の履歴につきましては、議案の次頁に掲載しておりますので、以上、3議案について、一括してご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を頂きたいと思うところでございます。

●議長

議案第24号から議案第26号までの審議、採決を、1件ずつ進めて参ります。

---

**議案第24号の質疑・討論・採決**

(10時35分)

●議長

議案第24号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」  
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第24号について採決します。  
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、これに同意することに決定しました。

---

**議案第25号の質疑・討論・採決**

(10時36分)

●議長

議案第25号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」  
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第25号について採決します。  
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、これに同意することに決定しました。

---

議案第26号の質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

議案第26号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」  
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第26号について採決します。  
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

---

日程第13 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時37分)

●議長

日程第13、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり、承認することとしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第14 調査第1号の上程・付託

(10時38分)

●議長

日程14、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 調査第2号の上程・付託

(10時39分)

●議長

日程第15、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 調査第3号の上程・説明・付託

(10時40分)

●議長

日程第16、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

---

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

平成30年奈井江町議会第1回定例会を閉会致します。

大変にご苦労さまでした。

---

(10時41分)